

農林水産省補助事業

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

韓国輸入食品安全管理特別法の解説 (第二版)

2026年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ソウル事務所

農林水産食品部市場開拓課

【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
なお、本資料は2025年8月時点における最新情報での調査のとりまとめたものです。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。
（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。
（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3505-6579 ジェトロ・市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/krlawreport202602>



※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：韓国輸入食品安全管理特別法の解説（第二版）】

目次

I.	導入の背景	6
II.	「輸入食品安全管理特別法」の制定以後の主な改正事項および留意点	8
III.	現行「輸入食品法」の主な内容	12
1.	総則：定義および他の法律との関係	12
2.	輸入前段階の管理：輸出国現地における安全管理の強化	14
(1)	海外製造業所の登録制	14
(2)	海外製造業所等の食品安全管理認証等	16
(3)	海外製造業所等に対する非対面調査	19
(4)	特別衛生管理食品の輸入衛生評価等	21
(5)	動物性食品の輸入衛生評価等	22
3.	輸入営業管理：輸入者の責任強化および営業申告手続の簡素化	23
(1)	導入の背景	23
(2)	営業の種類	24
(3)	営業の登録および申告	28
(4)	衛生教育義務	32
(5)	営業者の遵守事項	34
4.	通関段階の管理：営業者区分管理と製品別区分検査	40
(1)	営業者区分管理の基準	40
(2)	輸入申告	42
(3)	輸入検査	50
5.	流通段階の管理：流通履歴追跡管理の拡大および体系的管理	62
(1)	流通履歴追跡管理制度	62
(2)	立入り・検査・収去	67
(3)	消費者による安全な海外食品の購入を支援するための措置	68
(4)	教育命令	71
6.	是正命令、登録取消等の行政制裁	72
7.	補則	78
8.	罰則および過料	81
IV.	「輸入食品法」の改正に伴う主要規制の変化	86
V.	結語	88

図表目次

図 1	年度別の輸入申告件数・重量・金額	6
表 1	直近5年間の輸入件数・重量・金額の推移.....	6
表 2	「輸入食品法」の制定以後の主な改正事項	8
表 3	営業の種類および範囲と種類別施設基準	24
表 4	営業者の分類および基準	41
表 5	輸入食品に対する検査の種類と方法および対象.....	55
表 6	罰則等関連条文、違反行為の種類および刑事処罰.....	81

I. 導入の背景

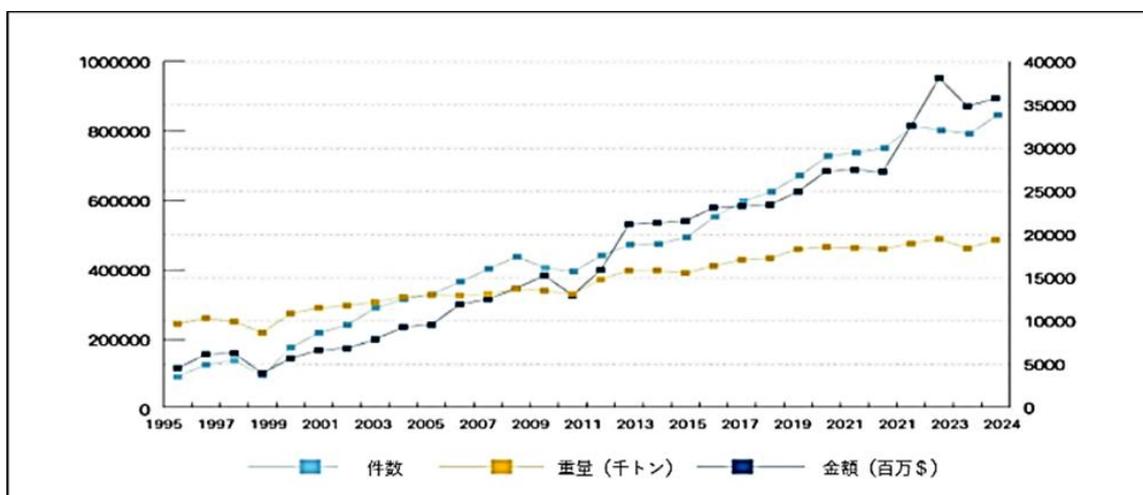
韓国では自由貿易協定（FTA）の締結等によって、農林水産物・食品の輸入量・金額ともに増加傾向にあり、近年では国民が摂取する食品の半分以上を輸入食品が占めており、このような傾向は今後さらに高まるとみられる。

表 1 直近5年間の輸入件数・重量・金額の推移

年度	件数 (件)	増加率 (%)	重量 (トン)	増加率 (%)	金額 (千ドル)	増加率 (%)
2020年	750,993	1.7	18,332,908	-0.6	27,262,396	-0.8
2021年	814,618	8.5	18,936,539	3.3	32,577,910	19.5
2022年	802,200	-1.5	19,476,547	2.9	38,110,296	17.0
2023年	792,374	-1.2	18,382,546	-5.6	34,825,722	-8.6
2024年	846,594	6.8	19,380,930	5.4	35,761,939	2.7

出所：2025年6月30日付け食品医薬品安全処の報道資料

図 1 年度別の輸入申告件数・重量・金額



出所：2025年6月30日付け食品医薬品安全処の報道資料

注：2020～2024年については表1参照

従来、韓国では、輸入食品の安全性管理に関する体系的かつ具体的な制度的仕組みが不十分であった。輸入食品安全管理は、農産物およびその加工品と水産物およびその加工品の場合「食品衛生法」、畜産物およびその加工品の場合「畜産物衛生管理法」、健康機能食品の場合「健康機能食品に関する法律」の一部条項をもってそれぞれ行われていた。

このような背景のもと、輸入食品の安全性を確保すべく、多様な政策的手段を体系的に一つに統合し、かつ輸出国現地の安全管理を強化する「輸入食品安全管理特別法」が2015年2月3日に制定され、2016年2月4日に施行された。その後、計17回の改正を経て、現在は2024年2月6日に改正され、2024年8月7日に施行された法律第20245号が適用されている。

消費者の食卓に上がる食品と食品産業で使われる原料の輸入依存度が高まっているなか、輸入食品に対する安全管理が「輸入食品安全管理特別法」という一つの法律に統合されたことで、その効率性および一貫性が確保された。そして、この法律は、輸入食品の安全に対する国民の信頼性向上に必要な規制の根拠として位置づけられていると考えられる。

「輸入食品安全管理特別法」の導入により、輸入品目だけでなく、輸入者および「海外製造業所」に対する管理も行われるようになった。これにより、より安全な食品の輸入が促され、輸入食品に対する国民の不安が解消されるとともに、安全な食品が輸入される環境が整備されたといえる。

II. 「輸入食品安全管理特別法」の制定以後の主な改正事項および留意点

「輸入食品安全管理特別法」（以下「輸入食品法」または「法」という）は、2016年に制定されて以降、現在施行中の法律第20245号に至るまで、計17回の改正が行われている。基本的な骨子は維持しつつも、国民の健康を考慮して制度の適用対象を拡大または関連規制を強化する一方で、営業者の行政手続上の利便性にも配慮し、必要に応じて規制を緩和する方向で改正が進められてきた。

制定から約9年間における主な改正内容は、表2のとおりである。

表2 「輸入食品法」の制定以後の主な改正事項

区分	施行前	施行後
海外製造業所の 食品安全管理認証	<ul style="list-style-type: none"> 国内（韓国内をいう。以下同じ）で製造・加工・調理・小分け・流通される食品にのみ食品安全管理認証基準が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全管理認証基準を遵守する海外製造業所は、「輸入食品安全管理認証基準適用業所」として認証を受けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一部の品目については、食品安全管理認証を受けた場合に限り輸入が許可される。
海外製造業所等に対する非対面調査	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品等の海外製造業所および海外作業所に対して、「現地実態調査」または「現地衛生評価」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地実態調査または現地衛生評価の実施が困難な場合や、効率的な調査のために必要とされる場合には、非対面調査を行うことができる。

区分	施行前	施行後
動物性食品の輸入衛生評価制度の施行	<ul style="list-style-type: none"> 畜産物に限り、輸入衛生評価（輸出国の衛生管理実態等の評価）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 動物性食品にも輸入衛生評価制度を拡大適用し、輸入衛生評価の結果、適切であると認められた国からのみ輸入が認められている。
輸入申告受理手続の自動化	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告の受理、書類審査および現場検査等を検査官が実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民の健康に対する危害発生の懸念が少なく、かつ反復的に輸入される輸入食品等については、受理手続が自動化された。
海外からの直接購入食品等に対する検査および実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 海外からの直接購入食品等に対する直接的な法的根拠が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 危害情報の公示、搬入遮断対象の指定および解除、実態調査、管理支援等のための法的根拠が整備された。

- **海外製造業所の食品安全管理認証（法第6条の2）**

輸入食品の生産および加工等の過程における安全管理を強化するため、輸入食品に対して食品安全管理認証基準（HACCP）を適用する海外製造業所の認証制度が導入された。特に、漬物類または煮物類のキムチ類のうち、キムチ（白菜を主原料とし、塩漬け、薬味の混合過程等を経たそのままのもの、もしくは発酵させたもの、またはこれを加工したものに限る〔法第6条の2第4項および法施行規則第3条の3〕）については、食品安全管理認証を受けた場合に限り輸入が許可されるよう改正された（改正2020年4月7日、施行2021年7月1日）。

- **海外製造業所等に対する非対面調査（法第9条の2）**

天災地変や世界的な感染症の危機状況下においては、現地実態調査

または現地衛生評価の実施が困難となり、海外製造業所や海外作業所に対する管理・監督が十分に行えないという実情がある。このため、天災地変や感染症の発生等により現地実態調査または現地衛生評価の実施が困難な場合、または迅速な点検等効率的な調査を行う必要がある場合には、コンピュータや映像通信等の情報通信技術を活用した非対面調査を実施できるよう、法的根拠が整備された。（改正2021年8月17日、施行2022年2月18日）

- **動物性食品の輸入衛生評価制度の施行（法第11条）**

輸入食品に対する安全管理を強化するため、これまで畜産物のみに適用していた輸入衛生評価制度を、畜産物に該当しない動物性食品（畜産物に該当しない食品であって、「食品の基準および規格」に告示された食肉含有加工品、卵含有加工品、その他の食肉製品および卵製品をいう）にも拡大適用し、輸入衛生評価の結果、適切であると認められた国のみから輸入できるよう改正された。（改正2023年6月13日、施行2024年6月14日）

- **輸入申告受理手続の自動化（法第20条の2）**

輸入申告業務を効率的に行うために、国民の健康に危害を及ぼすおそれが低く、かつ反復的に輸入される食品等については、食品医薬品安全処（以下「食品医薬品安全処」という）が構築・運営している輸入食品統合情報システムを通じて、輸入申告の受付から受理までの手続が自動的に処理されるよう改正された。（改正2023年6月13日、施行2024年6月14日）

- **海外からの直接購入食品等に対する検査および実態調査（法第25条の2ないし第25条の6）**

消費者による安全な海外食品の購入を支援するため、海外からの直接購入食品等に対する検査および実態調査を実施できるよう法的根拠が整備された。

具体的には、①危害が発生した、または発生するおそれのある食品に関する情報をホームページに掲載するものとし〔法第25条の2（改正2021年8月17日、施行2021年8月17日）〕、②危害のおそれのある原料または成分については、国内への搬入遮断対象として指定し、危害のおそれがない、または低いと判断される場合には、その指定を解除するものとした〔法第25条の3（改正2022年6月10日、施行2022年12月

11日)、法第25条の4(改正2023年6月13日、施行2023年9月14日)〕。
また、③海外からの直接購入食品等に関する政策立案のため、消費者の購入・使用実態、危害情報、被害事例等に関する実態調査を実施し〔法第25条の5(改正2023年6月13日、施行2023年9月14日)〕、④輸入食品等インターネット購入代行業者または通信販売仲介者による自主的な管理活動を行政的・財政的に支援するよう改正が行われた〔法第25条の6(改正2023年6月13日、施行2023年9月14日)〕。

III. 現行「輸入食品法」の主な内容

1. 総則：定義および他の法律との関係

第1条（目的）

この法は、輸入食品等の安全性を確保し、品質の向上を図り、正しい情報を提供することにより健全な取引秩序および国民の健康増進に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法において使用する用語の意味は、次のとおりとする。（改正2021年8月17日、2023年6月13日）

1. 「輸入食品等」とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第2条による食品、食品添加物、器具、容器・包装（以下「食品等」という）、「健康機能食品に関する法律」第3条による健康機能食品（以下「健康機能食品」という）および「畜産物衛生管理法」第2条による畜産物（以下「畜産物」という）をいう。
- 1の2. 「動物性食品」とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第2条による食品（畜産物を除く）のうち、次のいずれかに該当する食品であって、大統領令で定めるものをいう。
 - イ. 動物の食肉・原乳または卵
 - ロ. イの食品を原料として製造・加工された食品
 - ハ. 畜産物を原料として製造・加工された食品
2. 「輸入食品等の流通履歴追跡管理」とは、輸入食品等の輸入から販売まで、段階別に情報を記録・管理し、その輸入食品等の安全性等に問題が発生した場合に、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置を講じることができるよう管理することをいう。
3. 「海外製造業所」とは、輸入食品等（畜産物を除く）の生産・製造・加工・処理・包装・保管等を行う海外に所在する施設（水産物を生産・加工する船舶を含む）をいう。
4. 「海外作業所」とは、海外から国内に輸入される畜産物の屠殺・集乳・製造・加工・保管等を行う海外に所在する作業所をいう。
5. 「営業者」とは、第15条第1項により営業登録をした者をいう。
6. 「現地実態調査」とは、海外製造業所または海外作業所に立ち入り検査を行うことをいう。

7. 「海外からの直接購入食品等」とは、個人が自家消費を目的として、海外のサイバーモール（コンピュータ等の情報通信設備を利用して財貨等の取引が行えるように設けられた仮想の営業所をいう。以下同じ）で直接購入する食品等・健康機能食品および畜産物をいう。

第3条（責務）

①国および地方自治体は、すべての国民に安全で良質な輸入食品等が提供されるよう、輸入食品等の管理政策と基準を設け、営業者を指導・監督しなければならない。

②営業者は、安全で良質な輸入食品等を輸入しなければならず、取り扱う輸入食品等の危害の有無について常に確認し、検査しなければならない。

第4条（他の法律との関係）

①この法は、輸入食品等に関して、他の法律に優先して適用されるものとする。

②輸入食品等に関し、法において規定していない事項については、「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」、「畜産物衛生管理法」、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」等の関係法律によるものとする。

「輸入食品法」は、海外から国内に輸入される「食品衛生法」上のすべての食品、食品添加物、器具および容器・包装（以下「食品等」という）、「健康機能食品に関する法律」上の健康機能食品、および「畜産物衛生管理法」上の畜産物（以下これらを総称して「輸入食品等」という）をすべて対象とする（法第2条第1号）。制定当初、これらに限定されていた「輸入食品等」は、その後「動物性食品」の概念が導入されることにより拡大された。

「動物性食品」（法第2条第1号の2）とは、海外から国内に輸入される「食品衛生法」第2条による食品（畜産物を除く）のうち、①動物の食肉・原乳もしくは卵、またはこれらを原料として製造・加工された食品、または畜産物を原料として製造・加工された食品のいずれかであって、②「食品の基準および規格」に基づく食品のうち、「イ. その他食肉およびその他卵製品」のうちの「『食品の基準および規格』により告示されたも

の、ロ. 食肉含有加工品、ハ. 卵含有加工品」のいずれかに該当するものをいう。

また、「海外からの直接購入食品等」（法第2条第7号）という概念も新たに導入されており、これは、個人が自家消費を目的として、海外のサイバーモール（コンピュータ等および情報通信設備を利用して財貨等の取引が行えるように設けられた仮想の営業所をいう。以下同じ）で直接購入する食品等・健康機能食品および畜産物を指すものである。

2. 輸入前段階の管理：輸出国現地における安全管理の強化

(1) 海外製造業所の登録制

「輸入食品法」の制定によって、国内に輸入される輸入食品等を生産するすべての海外製造業所に対して登録が義務づけられた。海外製造業所とは、輸入食品等（畜産物を除く）の生産、製造、加工、処理、包装、保管等を行う海外に所在する施設（水産物を生産・加工する船舶を含む）をいう。

海外製造業所の登録について、制定当初の法律では「輸入申告の7日前まで」に登録申請を行うよう定められていたが、「輸入申告を行う前」に登録されていればよいものとして緩和された（法第5条第1項）。なお、動物性食品の海外製造業所については、輸出国政府を通じて登録または変更登録を申請するよう改正された（法第5条第8項）。また、海外製造業所の登録の有効期間（2年間）については、2年の範囲内で期間延長を申請できるよう変更された（法第5条第6項および第7項）。

一方で、海外製造業所が虚偽その他の不正な方法により登録または変更登録された場合には、その登録が取り消されるよう改正された（法第5条の2）。

第5条（海外製造業所の登録）

①輸入食品等を国内に輸入しようとする者または海外製造業所の設置・運営者（以下「輸入者等」という）は、当該海外製造業所の名称、所在地および生産品目等、総理令で定める事項を、第20条による輸入申告を行う前に食品医薬品安全処長に登録申請しなければならない

い。(改正2018年12月11日、2023年8月8日)

②第1項により登録した事項に変更がある場合には、食品医薬品安全処長に変更登録を申請しなければならない。(改正2023年8月8日)

③食品医薬品安全処長は、輸入者等が第1項または第2項により登録または変更登録を申請した事項のうち、追加確認が必要な場合には、輸入者等に必要な資料を要請することができる。(改正2023年8月8日)

④第6条第1項による現地実態調査計画が通知された後、第1項による登録を撤回した海外製造業所と同一の場所で輸入者等が第1項により再度登録を申請する場合には、第6条第1項の現地実態調査等の検討を経て登録の可否を決定することができる。(改正2023年8月8日)

⑤食品医薬品安全処長は、輸入者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第20条による輸入申告を拒否することができる。(改正2023年6月13日)

1. 第1項または第2項による登録を行っていない場合、または虚偽もしくは不正な方法により登録した場合
2. 第3項による資料を提供しない場合、または虚偽もしくは不正な方法により提供した場合

⑥第1項による海外製造業所登録の有効期間は、登録の日から2年間とし、食品医薬品安全処長は、2年の範囲内でその期間を延長することができる。(改正2023年6月13日)

⑦第6項に基づき有効期間の延長を受けようとする輸入者等は、有効期間が満了する前に食品医薬品安全処長に申請しなければならない。

〔新設2023年6月13日〕

⑧第1項および第2項にかかわらず、動物性食品にかかる海外製造業所の設置・運営者は、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に海外製造業所の登録または変更登録を申請しなければならない。〔新設2023年6月13日〕

⑨第1項および第2項に基づく登録の手続および方法、第7項に基づく有効期間の延長手続ならびに第8項に基づく登録申請の手続および方法等は、総理令で定める。(改正2023年6月13日)

第5条の2 (海外製造業所の登録取消等)

①食品医薬品安全処長は、海外製造業所が虚偽その他の不正な方法により第5条第1項または第2項に基づき登録または変更登録された場合には、その登録を取り消さなければならない。

②第1項に基づき登録が取り消された場合、当該海外製造業所の登録ま

たは変更登録を申請した輸入者等は、登録が取り消された日から2年が経過する前には第5条第1項による登録を申請することができない。

[本条新設2023年8月8日]

「輸入食品法施行規則」第2条第1項によれば、海外製造業所の登録を申請する者は、原則として、「**海外製造業所が当該輸出国の食品等の関連法令に基づき許可・登録・届出等がなされていることを証する書類**」を登録申請書に添付しなければならない。これは「日本政府から許可を受けたことを証する書類（営業許可証）」に該当する。ただし、これを提出することができない場合には、「輸入食品法施行規則」別紙第1号の2の書式「登録情報確認フォーム（A CONFIRMATION FORM OF REGISTERED INFORMATION）」をもって代えることができる（法施行規則第2条第1項）。本書式には、次の内容を記載しなければならない。

施設情報 (FACILITY INFORMATION)

海外製造業所の基本情報を識別するための項目である。

- 施設名 (Name of Facility)
- 代表者 (Representative)
- 施設の所在地 (Address, City, State/Province/Territory, Zip Code, Country)
- 連絡先情報 (Phone number, Fax number, E-mail address)
- 担当者名 (Contact Name) および携帯電話番号 (Cell phone number, Optional)

食品安全管理システム (FOOD SAFETY MANAGEMENT SYSTEM)

当該施設が適用している食品安全管理認証の規格を記載する。

- HACCP
- ISO 22000
- その他 (Other)
- 認証機関 (Certification body) からの認証取得の有無 (No / Yes)、
 - 認証を取得している場合：認証の名称 (Title of certification)、認証機関名 (Certification body)、認証日 (Certification date)、有効期限 (Expiration date) を記載

(2) 海外製造業所等の食品安全管理認証等

輸入食品の生産および加工等の過程における安全管理を強化するため、輸入食品に対して食品安全管理認証基準（HACCP）を適用する海外製造業所認証制度が導入され（法第6条の2）、従前の海外優秀製造業所登録制度は廃止された（従前の法第8条）。

これは、海外製造業所に対する管理を「登録」から「認証」に切り換え、その基準を国際的に通用する「食品安全管理認証基準（HACCP）」に一元化し、より体系的かつ実効的な安全管理を図るためである。従前の制度との最も大きな相違点は、「基準の具体化」および「義務の適用対象」が新設された点である。従前の制度が海外製造業所の衛生の水準を包括的に評価して「優良」であることを認定する登録制度であったのに対し、新設された制度は、**HACCPの適用**という具体的かつ明確な基準を求める「認証制度」である。

第6条の2（海外製造業所の食品安全管理認証等）

- ① 食品医薬品安全処長は、「食品衛生法」第48条第1項に基づく食品安全管理認証基準（以下「食品安全管理認証基準」という）を遵守する海外製造業所を輸入食品等別食品安全管理認証基準適用海外製造業所（以下「輸入食品安全管理認証基準適用業所」という）として認証することができる。この場合において、食品医薬品安全処長が輸出国の政府と協議を行い別の基準を定めて告示したときは、これを当該国の海外製造業所に適用される食品安全管理認証基準とみなすことができる。
- ② 輸入食品安全管理認証基準適用業所の設置・運営者がその認証を受けた事項のうち総理令で定める事項を変更しようとする場合には、食品医薬品安全処長の変更認証を受けなければならない。
- ③ 第1項に基づく認証の有効期間は認証を受けた日から3年間とし、第2項に基づく変更認証の有効期間は当初の認証有効期間の残存期間とする。この場合、認証または変更認証の有効期間は、3年間の範囲内で延長することができる。
- ④ 原料管理および生産等の過程において有害物質が混入し、または汚染されるおそれ大きい食品として総理令で定める輸入食品等は、輸入食品安全管理認証基準適用業所において生産、製造、加工、処理、包装、保管等が行われた場合に限り、輸入することができる。

⑤ 食品医薬品安全処長は、輸入食品安全管理認証基準適用業所に対して食品安全管理認証基準の遵守状況等に関する調査・評価を行うことができ、その結果、次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消し、または是正を命ずることができる。ただし、第1号および第2号に該当する場合は、認証を取り消さなければならない。

1. 虚偽その他の不正な手段により認証を受けた場合
2. 食品安全管理認証基準の遵守状況等に関する調査・評価を拒否、妨害または忌避（正当な理由なく応答しなかった場合を含む）した場合
3. 食品安全管理認証基準を遵守しなかった場合
4. その他第1号から第3号までに準ずる事項として総理令で定める事項を遵守しなかった場合

⑥ 食品医薬品安全処長は、輸入食品安全管理認証基準適用業所の工程別・品目別危害要素の分析、認証、調査・評価等の業務を「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」に基づく韓国食品安全管理認証院等大統領令で定める機関に委託することができる。この場合、委託業務の範囲等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

⑦ 食品医薬品安全処長は、第6項に基づき委託業務を実施する機関に対し、予算の範囲内において委託業務の実施に必要な経費の全部または一部を補助することができる。

⑧ 第1項および第2項に基づく認証および変更認証の要件・手続、第3項に基づく有効期間延長の手続ならびに第5項に基づく調査・評価の方法・手続に関し必要な事項は、総理令で定める。

第7条（優秀輸入業者の登録等）

①第20条に基づき輸入申告をしようとする者は、当該輸入食品等の安全性確保等のため、食品医薬品安全処長が定める基準に従い海外製造業所または海外作業所の衛生管理状態を点検することができる。（改正2022年6月10日）

②第1項に基づき衛生管理状態を点検した者は、食品医薬品安全処長に対し、優秀輸入業者としての登録を申請することができる。

③第2項に基づき優秀輸入業者として登録しようとする者は、総理令で定めるところにより、食品医薬品安全処長に申請しなければならない。登録した事項のうち、総理令で定める重要な事項を変更しようとする

する場合も同様とする。

④食品医薬品安全処長は、第3項に基づく優秀輸入業者の登録申請または登録された優秀輸入業者について、食品医薬品安全処長が定める基準に適合しているか否かを確認するため、海外製造業所または海外作業所に対する現地実態調査を行うことができる。（改正2022年6月10日）

⑤第2項に基づく優秀輸入業者登録の有効期間は、登録の日から3年間とし、食品医薬品安全処長は、3年間の範囲内でその期間を延長することができる。（改正2023年6月13日）

⑥第5項に基づき有効期間の延長を受けようとする営業者は、有効期間が満了する前に食品医薬品安全処長に申請しなければならない。
〔新設2023年6月13日〕

⑦食品医薬品安全処長は、優秀輸入業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消し、または是正を命ずることができる。ただし、優秀輸入業者が第1号に該当する場合には、登録を取り消さなければならない。（改正2018年3月13日、改正2023年6月13日）

1. 虚偽その他の不正な方法により登録した場合
2. 第29条または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項に基づき、2カ月以上の営業停止を命じる行政処分を受けた場合
3. その他第1号および第2号に準ずる事項として、総理令で定める事項を遵守しなかった場合

⑧第7項に基づき登録が取り消された業所は、その取消の日から3年間は優秀輸入業者の登録を申請することができない。（改正2023年6月13日）

⑨優秀輸入業者の登録対象ならびに登録・変更および有効期間の延長に関する手続、方法等の詳細は、総理令で定める。（改正2023年6月13日）

(3) 海外製造業所等に対する非対面調査

天災地変や世界的な感染症危機の状況下では、現地実態調査の実施が困難であり、海外製造業所や海外作業所に対する管理・監督を十分に行えないという実情がある。そのため、情報通信技術を活用した非対面調査の実施を可能とする根拠規定が設けられた（法第9条の2）。具体的には、天災地変や感染症発生等により現地実態調査または現地衛生評価等の実

施が困難であると判断される場合や、迅速な点検等、効率的に調査を行う必要がある場合には、海外製造業所または海外作業所に対し、総理令で定めるところにより、コンピュータ・映像通信等の情報通信技術を活用した非対面調査を実施することができる。

第9条の2（海外製造業所等に対する非対面調査）

食品医薬品安全処長は、天災地変または感染症発生等の事由により、第6条第1項・第7条第4項・第12条第2項に基づく現地実態調査もしくは第18条第2項に基づく現地衛生評価等が困難であると判断される場合、または迅速な点検等効率的な調査のために必要な場合には、海外製造業所または海外作業所に対し、総理令で定めるところにより、コンピュータ・映像通信等の情報通信技術を活用した非対面調査を行うことができる。

〔本条新設2021年8月17日〕

2020年から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、国際的な移動が制限され、公務員の海外出張が物理的に不可能となった。これに伴い、従来の現地実態調査方式では輸入食品に対する事前安全管理に空白が生じるおそれが高まった。

このような問題を解決するため、2021年8月に前述の規定（第9条の2）が新設された。2021年、食品医薬品安全処は、460カ所の海外製造業所を対象に非対面調査（書類・オンラインによる調査）を実施した。

点検の結果、衛生管理が不十分であると確認された18カ所については、輸入停止または輸入検査の強化措置を講じ、非対面調査に応じなかった25カ所については輸入停止措置を、廃業等が確認された24カ所については登録取消等の措置を講じた。しかし、2022年以降は海外製造業所に対する現地実態調査を本格的に再開している。2022年の現地実態調査は、通関・流通段階での不適合履歴、多消費製品、国内外の危害情報等を分析し、危害のおそれ大きい製品を製造する海外製造業所（32カ国450カ所）を対象に実施された。また、各国の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインを考慮し、現場訪問が可能な国から優先的に現地実態調査が実施され、輸出国への入国制限等により現地訪問が困難な国については、非対面調査（書類・映像による調査）が実

施された¹。

(4) 特別衛生管理食品の輸入衛生評価等

輸出国において食用として管理されておらず、特別な衛生管理が必要な食品を「特別衛生管理食品※」として定め、特別衛生管理食品については、輸出国に対する輸入衛生評価を実施して適合する場合にのみ輸入できるものとしている。その他、輸入申告の際には衛生証明書を添付させるなど、特別衛生管理食品の輸入管理体制については、法律に明確に定められている（法第10条の2）。

※特別衛生管理食品は、次のとおりである（「輸入食品法施行令」第1条の4第2項、**特別衛生管理食品の輸入衛生要件等に関する告示第3条**）

- 冷凍食用魚類の頭部〔タラ（*Gadus morhua*、*Gadus ogac*、*Gadus macrocephalus*）、メルルーサ（*Merluccius australis*）、マグロ類およびメロ（*Dissostichus eleginoides*、*Dissostichus mawsoni*）に限る〕
- 冷凍食用魚類頭部の可食部〔全魚種（フグ類を除く）〕
- 冷凍食用魚類の内臓〔全魚種の肝臓および卵（フグの肝臓および卵を除く）、スケトウダラの内臓、白子に限る〕
- 冷凍食用軟体類の内臓（イカの包卵腺に限る）

第10条の2（特別衛生管理食品の輸入衛生評価等）

①食品医薬品安全処長は、輸出国において食用として管理されておらず、特別な衛生管理が必要な大統領令で定める食品（以下「特別衛生管理食品」という）について、輸出国政府が輸入の許可について要請した場合、または輸出国の衛生管理に関する再評価が必要であると認められる場合等、総理令で定める場合には、特別衛生管理食品ごとに輸出国の衛生管理の実態等について評価（以下「輸入衛生評価」という）を実施することができる。

②特別衛生管理食品は、輸入衛生評価の結果が適合である場合にのみ輸入することができる。

③第5条第1項および第2項にかかわらず、特別衛生管理食品にかかる海

¹ [食品医薬品安全処報道資料（2023年1月27日）](#)

外製造業所の設置・運営者は、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に海外製造業所の登録を申請しなければならない。登録した事項を変更しようとする場合も同様とする。

④営業者は、第20条に基づき特別衛生管理食品の輸入申告をするときには、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発行した輸出衛生証明書を添付しなければならない。

⑤第1項から第4項までに基づく輸入衛生評価、特別衛生管理食品にかかる海外製造業所の登録および変更登録の手続、方法等に関し必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2018年12月11日〕

(5) 動物性食品の輸入衛生評価等

輸入食品に対する安全管理を強化するため、畜産物に該当しない動物性食品の概念を新設し、これに対する輸入衛生評価が導入された（法第11条）。

第11条（畜産物および動物性食品の輸入衛生評価等）

①食品医薬品安全処長は、輸出国政府が畜産物もしくは動物性食品の輸入の許可について要請した場合、または国際食品規格委員会等による国際基準の変更等により輸出国の衛生管理に関する再評価が必要であると認められる場合等、総理令で定める場合には、畜産物または動物性食品ごとに輸出国の畜産物または動物性食品の衛生管理の実態等について輸入衛生評価を実施することができる。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条に定める指定検疫物に該当する畜産物については、農林畜産食品部長官が同法第32条第5項に基づく輸入リスク分析の実施を決定した場合、その畜産物に対する輸入衛生評価を実施しなければならない。（改正2018年12月11日、2023年6月13日）

②食品医薬品安全処長は、第1項に基づき実施した輸入衛生評価の結果により、輸出国・輸出地域別の畜産物または動物性食品別に輸入衛生要件を定めて告示することができる。ただし、すでに畜産物の輸入衛生要件が告示されている国または地域の畜産物を原料として製造・加工した動物性食品の場合は、第1項に基づく輸入衛生評価を行わずに、当該動物性食品の輸入衛生要件を告示することができる。（改正2023年6月13日）

- ③畜産物または動物性食品を輸入しようとする者は、食品医薬品安全処長が当該輸入食品等の輸入衛生要件を定めて告示した国または地域から輸入しなければならない。ただし、「家畜伝染病予防法」第31条に定める指定検疫物に該当する畜産物の場合は、農林畜産食品部長官が輸入を許可した国または地域に限る。（改正2023年6月13日）
- ④食品医薬品安全処長は、第2項に基づき告示された畜産物または動物性食品の輸入衛生要件の履行状況等を調査・確認するため、海外製造業所または海外作業所に対して現地実態調査を実施することができる。（改正2023年6月13日）
- ⑤畜産物または動物性食品の輸入を申告する者は、輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発行した輸出衛生証明書を添付しなければならない。（改正2023年6月13日）
- ⑥第1項から第5項までに必要な手続、方法等は、総理令で定める。
（見出しの改正2023年6月13日）

3. 輸入営業管理：輸入者の責任強化および営業申告手続の簡素化

食品医薬品安全処長は、輸入が中断された、または登録が取り消された海外作業所に対して、輸出国政府または海外作業所の設置・運営者が是正および予防措置を実施し、その結果に関して輸出国政府を通じて提出した場合、これを検討して輸入中断の解除または再登録を許容することができる。この場合において、必要と判断されるときは、現地実態調査を実施できる。

(1) 導入の背景

「輸入食品法」は、従来個別法に分散していた食品輸入販売業に関する規定を統合して規律している。これにより、2016年2月4日から、食品等輸入販売業（「食品衛生法」）、健康機能食品輸入業（「健康機能食品に関する法律」）および畜産物輸入販売業（「畜産物衛生管理法」）は、いずれも輸入食品等輸入・販売業（「輸入食品法」）として統合された。また、「食品衛生法」に基づく輸入申告代行者制度は、「輸入食品法」の施行に伴い廃止された。したがって、申告代行者でなくても、衛生教育を受け、基準に適合する施設（事務所）を備えた上で営業登録を申請することができる。

(2) 営業の種類

第14条（営業の種類および施設基準）

①次の各号の営業を行おうとする者は、総理令で定める施設基準に適合する施設を備えなければならない。

1. 輸入食品等輸入・販売業（輸入食品等を輸入して販売する営業をいう）
2. 輸入食品等申告代行業
3. 輸入食品等インターネット購入代行業
4. 輸入食品等保管業

②第1項各号に掲げる営業の範囲は、大統領令で定める。

このように拡大された営業の詳細な種類とその範囲は、次のとおりである。

表 3 営業の種類および範囲と種類別施設基準

営業の種類および範囲 (法施行令第2条)		営業の種類別施設基準 ²
輸入食品等 輸入・販売 業	輸入食品等を輸入して販売する営業。ただし、食品等の採取・製造または加工に使われる機械を輸入する場合を除く。	イ. 営業活動のための独立した事務所がなければならない。ただし、営業活動に支障がない場合には他の事務所を併用して使うことができ、「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第2条第1号・第2号に基づく電子商取引・通信販売の形態の営業を行い、購入者が直接事務所を訪問しない場合には、「建築法」に基づく住宅用途の建築物を事務所として使用することができる。
輸入食品等 申告代行業	輸入食品等を輸入して販売しようとする者の委託を受けて法第20条による輸入申告を代行する営業	ロ. 輸入食品等を衛生的に保管できる倉庫を備えなければなら
輸入食品等 インターネ ット購入代 行業	国内消費者の要請により海外販売者のサイバーモール（コンピュータ等および情	

² 法施行規則【別表7】営業の種類別施設基準

	<p>報通信設備を用いて財貨等を取引することができるように設定された仮想の営業所をいう)等から輸入食品等の購入を代行して輸入する営業</p>	<p>ない(輸入食品等輸入・販売業に限る)。この場合、保管倉庫は営業登録を行った所在地と異なる場所に設置または賃借して使用することができる。</p> <p>ハ. ロの規定にかかわらず、輸入食品等を直接消費者に販売しない場合には、別途の保管倉庫を設置しないことができる。</p>
<p>輸入食品等 保管業</p>	<p>法第20条により輸入申告をしようとする輸入食品等を次のいずれかに該当する場所(施設)に保管する営業</p> <p>イ. 「関税法」第154条による特許保税区域または総合保税区域に所在する保税倉庫。ただし、コンテナ専用保税倉庫を除く。</p> <p>ロ. 「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」第11条により入居許可を受けた保管施設</p>	<p>イ. 保管施設等が設備された建築物(以下「建物」という)の位置等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建物の位置は、畜産廃水・化学物質、その他、汚染物質の発生施設から輸入食品等が影響を受けないよう距離を設けなければならない。 2) 建物の構造は、保管しようとする輸入食品等の特性に応じて適正な温度が維持され、かつ換気が良好に行われるものでなければならない。 3) 建物の資材は、輸入食品等に悪影響を与えず、輸入食品等を汚染させないものでなければならない。 <p>ロ. 保管施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 保管施設は、独立した建物であるか、食品類以外の製品を保管する施設と分離(別の部屋を壁や階層等で区分する場合をいう。以下この表において同じ)または区画(間仕切りやカーテ

		<p>ン等で区分する場合をいう。以下この表において同じ) されていないなければならない。ただし、保管施設の特殊性のため、分離または区画が困難な場合には、区分(線・ロープ等で区分する場合をいう) されなければならない。</p> <p>2) 保管施設内部の床はコンクリート等で耐水処理を施さなければならない。水が溜まったり、湿気がこもらないようにしなければならない。ただし、活魚水槽等の水を使用する施設については、この限りでない。</p> <p>3) 保管施設の内部構造物、壁、床、天井、出入口、窓等は耐久性、耐腐食性等を備え、清掃が容易でなければならない。</p> <p>4) 保管施設は、外部の汚染物質や鳥類、害虫、げっ歯類、雨水等の流入を遮断することができる構造でなければならない。内部にはネズミ・ゴキブリ等害虫の侵入を防ぐための防虫網、ネズミ捕り等の防虫・防鼠施設を備えなければならない。ただし、防虫・防鼠については、専門の防虫・防鼠業者と契約を締結し、周期的に管理することができる。</p> <p>5) 保管施設内部で発生する悪</p>
--	--	---

		<p>臭・有害ガス、粉塵、媒煙、蒸気等を排出させる換気施設を備えなければならない。ただし、冷凍・冷蔵施設等の保管施設の特性上、換気設備を備えることができない場合は、この限りでない。</p> <p>6) 保管施設は廃棄物・廃水処理施設と隔離された場所に設置しなければならない。</p> <p>7) 冷凍保管をする場合にはマイナス18℃以下、冷蔵保管をする場合にはプラス10℃以下の温度および湿度を維持するための施設を備え、各施設は分離または区画されていなければならない。中央制御室または外部からでも温度変化を観察することができるよう、温度計を見やすい場所に設置しなければならない。</p> <p>8) 相互汚染源となり得る輸入食品等を保管する場合には、相互に分離して区別することができるようにするものとする。</p> <p>9) 保管施設の床には、じゅうたんを敷いてはならない。</p> <p>10) 保管施設に影響を及ぼさない浄化槽を備えた水洗トイレを設置するとともに、手洗い設備を設置しなければならない。ただし、上下水道が設置されていない地域</p>
--	--	--

		<p>では、水洗式ではないトイレを設置することができ、この場合、便器のふたと換気施設を備えなければならない。</p>
--	--	--

輸入食品関連の営業をしようとする者が上記の施設基準に従っていない場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処される可能性があります。この場合、懲役刑と罰金刑の併科が可能である。また、食品医薬品安全処長の是正命令の他、営業登録の取消しまたは6カ月以内の営業停止処分を受ける可能性がある。

(3) 営業の登録および申告

第15条（営業の登録等）

- ①第14条第1項各号に掲げる営業を営もうとする者は、食品医薬品安全処長に対し営業登録をしなければならない。登録した事項のうち、大統領令で定める重要な事項を変更するときも、また同様とする。
- ②食品医薬品安全処長は、第1項による営業登録をするときには、必要な条件を付することができる。
- ③第1項による営業登録をした者が廃業し、または登録した事項のうち同項後段の重要な事項を除いた事項を変更するときは、食品医薬品安全処長に申告しなければならない。
- ④食品医薬品安全処長は、営業者が「付加価値税法」第8条第8項により管轄税務署長に廃業申告をし、または管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合は、登録事項を職権により抹消することができ、必要な場合には、管轄税務署長に対し営業者の廃業の有無に関する情報の提供を要請することができる。この場合、管轄税務署長は、「電子政府法」第39条により営業者の廃業の有無に関する情報を提供するものとする。（改正2018年12月31日、2020年12月22日）
- ⑤第29条第1項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項に基づく営業停止処分を受けた営業者は、その営業停止期間中は第3項に基づく廃業申告をすることができない。（改正2018年3月13日）
- ⑥第1項にかかわらず、「食品衛生法」、「健康機能食品に関する

法律」、「畜産物衛生管理法」に基づき許可を受け、または登録もしくは申告を行った業者のうち、大統領令で定める業者が自社製品の製造用原料または外貨獲得用原料（製造・加工等を経て輸出することを前提として輸入する原料をいう。以下同じ）として輸入食品等を輸入する場合には、第1項に基づき登録したものとみなす。（改正2024年2月6日）

⑦次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に基づく営業登録を行ってはならない。（改正2018年3月13日、2023年6月13日）

1. 当該営業施設が第14条第1項に基づく施設基準に適合しない場合

2. 第29条第1項・第3項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項に基づき、営業登録が取り消されてから6カ月が経過する前に、同一の場所で同種の営業を営もうとする場合。ただし、営業施設の全部を撤去して営業登録が取り消された場合は、この限りでない。

3. 「食品衛生法」第4条から第6条まで、および第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反して営業登録が取り消されてから5年が経過する前に同一の者（法人である場合には代表者を含む）が取り消された営業と同種の営業を営もうとする場合

4. 第29条第1項・第3項または「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項・第2項に基づき、営業登録が取り消されてから2年が経過する前に同一の者（法人である場合には代表者を含む）が取り消された営業と同種の営業を営もうとする場合。ただし、第3号の場合を除く。

5. 営業登録をしようとする者が被成年後見人である、または破産宣告を受けて復権していない場合

⑧第1項による営業の登録および変更登録の手續、方法等に関する詳細な事項は、総理令で定める。

第16条（営業の承継）

①業者が営業を譲渡し、もしくは死亡した場合または法人が合併した場合には、その譲受人・相続人または合併後に存続する法人もしくは合併により設立される法人は、その業者の地位を承継する。

②次の各号のいずれかに該当する手續により営業施設の全部を引き

受けた者は、その営業者の地位を承継する。この場合、従前の営業者が行った営業登録は、その効力を失う。（改正2016年12月27日）

1. 「民事執行法」による競売
2. 「債務者の再生および破産に関する法律」による換価
3. 「国税徴収法」、「関税法」、「地方税徴収法」による差押財産の売却
4. その他第1号から第3号までの手続に準ずる手続

③第1項または第2項により営業者の地位を承継した者は、総理令で定めるところにより、承継した日から1カ月以内にその旨を食品医薬品安全処長に申告しなければならない。

④第1項および第2項による承継に関しては第15条第7項を準用する。ただし、相続人が第15条第7項第5号に該当する場合、相続を受けた日から3カ月間は、この限りでない。

⑤食品医薬品安全処長は、「保健犯罪取締に関する特別措置法」第2条または第10条により刑の宣告を受け、その刑の執行が完了してから5年が経過していない者に対しては、第1項および第2項による承継を制限することができる。

①登録および申告

輸入食品等輸入・販売業、輸入食品等申告代行業、輸入食品等インターネット購入代行業、輸入食品等保管業を営むためには、食品医薬品安全処長に営業登録を申請しなければならない。登録した事項のうち、重要な事項を変更するときも同様とする（法第15条第1項）。ここでいう「重要な事項」とは、営業所所在地を意味するので、営業所所在地が変更された場合には、営業登録事項の変更登録が必要となる（法施行令第3条）。また、営業者の氏名（法人の場合、その代表者の氏名）、営業所の名称または商号、保管施設の所在地（保管施設を賃貸借した場合）、営業所の面積（法第14条第1項第4号の輸入食品等保管業に限る）の場合、営業登録事項の変更申告をしなければならない。

一方、(i) 「食品衛生法」および同法施行令第21条第1号の食品製造・加工業、同条第3号の食品添加物製造業、同条第5号ロ3)の流通専門販売業または同条第7号の容器・包装類製造業の許可を受けたか、または登録もしくは申告を行った者、(ii) 「健康機能食品に関する法律」および同法施行令第2条第1号の健康機能食品製造業または同条第3号ロの

健康機能食品流通専門販売業の許可を受けたか、または登録もしくは申告を行った者、(iii) 「畜産物衛生管理法」および同法施行令第21条第3号の畜産物加工業、同条第4号の食肉包装処理業または同条第7号オの畜産物流通専門販売業の許可を受けたか、または登録もしくは申告を行った者が自社製品の製造用原料として輸入食品等を輸入する場合には、「輸入食品法」に基づく営業登録を備えたものとみなされる（法施行令第4条）。

②添付書類

営業登録のために添付する書類は、次のとおりである（法施行規則第16条第1項）。

1. 教育履修証（法第17条第2項本文に基づき事前に教育を受けた場合に限る）
2. 保管施設賃貸借契約書（保管施設を賃貸借した場合に限る）
3. 営業所の施設内訳および配置図（輸入食品等保管業に限る）
4. 第15条第2項に基づく保税倉庫・保管施設にかかる「関税法」・「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」に基づく特許・申告・契約に関する書類（輸入食品等保管業に限る）
5. 「国有財産法施行規則」第14条第3項による国有財産使用許可書（国有鉄道の停留所施設において輸入食品等輸入・販売業を営もうとする場合に限る）
6. 「都市鉄道法」による都市鉄道運営者と締結した都市鉄道施設使用契約に関する書類（都市鉄道の停留所施設において輸入食品等輸入・販売業を営もうとする場合に限る）

③違反時における制裁

営業登録をせずに、輸入食品等の営業を行った場合、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処される可能性がある。また、食品医薬品安全処長が営業登録の際に一定の条件を付した場合において、当該条件を満たさない営業者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処されることになる。これらの刑罰は、懲役刑と罰金刑の併科が可能である。さらに、食品医薬品安全処長の是正命令のほか、営業登録の取消し、6カ月以内の営業停止処分、または営業所の閉鎖処分を受ける可

能性がある。

(4) 衛生教育義務

第17条（衛生教育）

①営業者は、毎年、総理令で定めるところにより、輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。〔新設2018年12月11日〕

②第14条第1項各号に掲げる営業を営もうとする者は、総理令で定めるところにより、あらかじめ輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ教育を受けることができない場合には、営業を開始した後に食品医薬品安全処長が定めるところにより教育を受けることができる。（改正2018年12月11日）

③第1項または第2項により教育を受けなければならない営業者または営業を営もうとする者が、総理令で定めるやむを得ない事由がある場合には、従業員の中から管理責任者を指定して営業者または営業を営もうとする者の代わりに教育を受けさせることができる。〔新設2018年12月11日〕

④第1項および第2項に基づく教育機関、教育内容、教育時間、教育費用等、教育に必要な事項は、総理令で定める。

輸入食品等輸入・販売業、輸入食品等申告代行業、輸入食品等インターネット購入代行業、輸入食品等保管業を行うためには、あらかじめ輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない（法第17条第1項）。同規定は輸入者の責任を強化する趣旨で導入されたものであり、あらかじめ教育を受けることができないやむを得ない事情がある場合には、ひとまず営業を開始してから食品医薬品安全処長が定めるところにより教育を履修することができる。また、営業者は毎年一定時間、輸入食品等の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。

衛生教育を受けなかった営業者に対しては500万ウォン以下の過料が科される。また、営業者が外国人である場合等、総理令で定めるやむを得ない理由がある場合には、従業員の中から管理責任者を指定して代わりに教育を受けさせることができるように例外規定も設けられている。

る。

①教育内容および機関（法施行規則第22条）³

衛生教育は、食品医薬品安全処長が指定する衛生教育機関において実施し、輸入食品等の関連法令および制度、衛生管理、品質維持、表示・広告に関する内容を教育する。教育機関は教育教材を作成して教育対象者に提供し、教育を受けた人には修了証が発行される。

②教育時間等（法施行規則第23条）

輸入食品等輸入・販売業、輸入食品等申告代行業、輸入食品等インターネット購入代行業、輸入食品等保管業を営むためには、あらかじめ4時間の教育を受けなければならない。また、営業者は、営業を開始した後も毎年3時間の衛生管理等に関する教育を受けなければならない。衛生教育は、教育課程の性格、教育条件等を考慮し、集合教育またはインターネットを利用した教育の方法により実施することができる。衛生教育対象者のうち、食品医薬品安全処長が衛生教育を受けることが困難であると認める島しょ・へき地等の営業者および管理責任者に対しては、法施行規則第22条第3項の教育教材を提供し、これを習得し活用させることにより、法施行規則第23条第1項および第2項に基づく衛生教育に代えることができる。

③営業者に代わって管理責任者が衛生教育を受けることができる場合（法施行規則第24条）

従業員の中から管理責任者を指定して、営業者の代わりに教育を受けるようにすることができる場合は、次のとおりである。

1. 天災地変、本人の病気・事故、業務上の海外出張等の事由により衛生教育を受けることができない場合
2. 営業者または営業を営もうとする者が営業に直接従事しない場合
3. 同一の営業者または営業を行おうとする者が二以上の場所で営

³ 教育機関の指定等に関する詳しい事項は「輸入食品等営業者の教育および教育機関の指定・運営等に関する規程」（食品医薬品安全処告示）を参照

- 業を行い、または営業を行おうとする場合
4. 営業者または営業を行おうとする者が外国人である場合

(5) 営業者の遵守事項

第18条(営業者の遵守事項)

①営業者は、輸入食品等の安全性の確保と健全な取引秩序および国民の健康増進のために総理令で定める事項を遵守しなければならない。

②注文者商標付着（OEM）方式で輸出国に製造・加工を委託した輸入食品等（以下「注文者商標付着輸入食品等」という）を輸入・販売する営業者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 注文者商標付着輸入食品等を製造・加工する業者に関して、食品医薬品安全処長が定める衛生点検に関する基準により、海外食品の衛生評価機関をして現地の衛生評価等を実施するようにしなければならない。
2. 注文者商標付着輸入食品等に対して「食品衛生法」第31条による検査を実施し、その記録を2年間保管しなければならない。

①営業者の遵守事項の内容

営業の種類によって営業者が遵守しなければならない事項のうち、「営業登録証は営業所に備え置かなければならない」、「関係公務員等の立入り・検査・収去等を拒否、妨害、忌避または欺罔する行為をしてはならない」という内容は削除された。

主な内容は次のとおりである⁴。

1. 共通事項

- イ. 削除（2023年12月1日）
- ロ. 削除（2023年6月9日）
- ハ. 従業員を雇用した営業者は衛生教育の計画を策定し、営業に

⁴ 法施行規則【別表8】の営業者の遵守事項（法第25条関連）を参照

従事する従業員に対し、四半期ごとに衛生教育を実施しなければならない（法第17条に基づき従業員が営業者の代わりに衛生教育を受けた場合には、その従業員が衛生教育を実施することができる）、その結果を記録して1年間保管しなければならない。

ニ. 法第21条第1項に基づき輸入申告を受理するために実施する検査を、拒否・妨害・忌避する行為をしてはならない。

2. 輸入食品等輸入・販売業者の遵守事項

イ. 輸入食品等の製品名・販売日・販売先・販売量・輸入日・船荷証券番号（輸入牛肉の場合は履歴番号とする）・製造国・輸出国・製造会社名・輸出会社名を記録した取引内訳書および内容明細書を輸入日から2年間保管しなければならない。輸入日から消費期限が2年以上残っている食品等の取引内訳書は、消費期限の終了時まで保管しなければならない。ただし、法第23条による流通履歴追跡管理登録をした場合には、取引内訳書を記録・保管したものとみなす。

ロ. 地方食品医薬品安全庁長が発行する輸入申告確認証と「関税法」第248条により税関長が交付する輸入食品等の申告済証をその発行日から2年間保管しなければならない。

ハ. 輸入食品等の流通履歴追跡管理の登録事項が変更された場合、変更事由が生じた日から1カ月以内に申告しなければならない。

ニ. 玩具等が共に包装されている輸入食品等を輸入して販売しようとする場合、玩具等と輸入食品等を区分して別々に包装しなければならない。当該玩具等は「電気用品および生活用品安全管理法」第5条第3項による製品検査の安全基準に適合するものでなければならない。ただし、玩具等が輸入食品等の保管・摂取に使用される場合を除く。

ホ. 消費期限が経過した輸入食品等を販売の目的で小分け・運搬・陳列または保管してはならず、これを販売してはならない。

ヘ. 包装・容器が破損した輸入食品等を販売し、または販売する目的で運搬・陳列してはならない。

ト. 輸入食品等の腐敗・変質・廃棄・消費期限の経過等の責任がある場合、交換を行わなければならない。

チ. 「食品衛生法」第12条の2に基づく遺伝子組換え食品等の表示対象に該当する輸入食品等を輸入して販売する場合であつ

て、遺伝子組換え食品等であることを表示しなかった場合には、区分流通証明書またはこれと同等の効力を有することを生産国の政府が認める証明書、食品医薬品安全処長が指定し、もしくは指定したものとみなされる国内外の試験・検査機関の試験・検査成績書のうち、いずれかをその製品の輸入日から2年間保管しなければならない（輸入申告時に原本を提出した場合は、写しまたは電子ファイルを保管する）。

- リ. 輸入食品等にかかる公衆衛生上の危害情報を入手し、または当該危害を発見した場合には、直ちに関係機関にその事実を知らせ、危害の防止に必要な措置を実施しなければならない。
- ヌ. 消費者から異物検出等の不満事例等の申告を受けた場合は、その内容を2年間記録・保管しなければならない。消費者が提示した異物と証拠品（写真、当該食品等をいう）は6カ月間保管しなければならない。ただし、腐敗または変質のおそれがある異物または証拠品（写真を除く）は2カ月間保管することができる。
- ル. 「食品衛生法」第15条第2項、「畜産物衛生管理法」第33条の2第2項に定めるところにより危害の評価が完了するまで一時的に禁止されている食品（食品添加物および器具、容器・包装を含む）、畜産物については、これを輸入・販売してはならない。
- ヲ. 輸入された輸入食品等に安全性・機能性（機能性は健康機能食品にのみ該当する）の問題があるか品質不良の場合は、当該製品を自主的に回収し、その記録を2年間保管しなければならない。
- ヅ. 自らが流通・販売する輸入食品等を直接運搬する場合には、次の各号を遵守しなければならない。
 - 1) 運搬車両は随時洗浄・消毒して清潔に管理しなければならない。
 - 2) 冷蔵または冷凍保管しなければならない輸入食品等は保管温度を維持しなければならない。
- カ. 健康機能食品を輸入する場合、「健康機能食品に関する法律」第14条第2項・第15条第2項による認定書類（認定書がある場合に限る）および機能性の表示・広告事前審議済証を保管しなければならない。
- コ. 健康機能食品を輸入して販売する場合、販売謝礼品や景品を

提供するなど、射倖心を助長して製品を販売する行為をしてはならない。

タ．健康機能食品の輸入業者は、健康機能食品によって発生したと疑われる危害事実（異常事例を含む）を知り得たときには、その旨を食品医薬品安全処長が指定して告示する機関に遅滞なく報告しなければならない、必要な安全対策を講じなければならない。

レ．削除（2019年4月25日）

ソ．削除（2019年4月25日）

ツ．削除（2019年4月25日）

ネ．畜産物を輸入する営業者が冷蔵製品を冷凍製品に変更しようとする場合には、事前に地方食品医薬品安全庁長に変更品目名、重量、保管方法、消費期限（冷蔵製品および冷凍変更製品の消費期限をいう）、冷凍に変更する施設の所在地、冷凍への変更を実施する日付と冷凍への変更が完了する日付および輸入食品等の輸入申告確認証の番号を申告（電子文書による申告書を含む）しなければならない、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 冷凍変更対象の畜産物に「食品等の表示・広告に関する法律」第4条による畜産物の表示基準を遵守して表示
- 2) 冷凍変更申告事項を変更する場合、当該変更の内訳を遅滞なく申告
- 3) 申告日から10日以内に冷凍への変更を行わなければならない、冷凍への変更完了日が冷蔵製品の消費期限を超えないようにすること。

ナ．削除（2019年11月18日）

ラ．冷凍食肉または冷凍包装肉を集団給食所に供給する場合において、当該集団給食所の栄養士および調理士が解凍を要請したときは、解凍のための別途の保管装置を利用するか、または冷蔵運搬することができる。この場合、当該製品が解凍中であるという表示、解凍を要請した者、解凍開始時間、解凍した者等、解凍に関する内容を表示しなければならない。

ム．法第21条第1項により輸入食品等を検査する関係公務員等に対し、金品や供応等を提供して法第20条第2項第1号に違反する行為を行ってはならない。

ウ．法第21条第1項により輸入食品等を検査する関係公務員等に

対し、他の事業者の輸入申告書を閲覧したり、その写しや複製物の提供を要求する行為を行ってはならない。

- ホ. 法第21条第1項により輸入食品等の検査を行う検査機関に対し、輸入食品等の申告業務に関連する検査を依頼するときは、検査手数料以外の金品や供応等を提供して法第20条第2項第1号に違反する行為を行ってはならない。
- ノ. 輸入食品等の原料、製造工程等の安全性確保のため事業者の確認が必要であるとして、食品医薬品安全処長が食品医薬品安全処のホームページに掲示した証明書類は、当該輸入食品等の輸入申告日から2年間保管しなければならない。ただし、輸入食品等の消費期限が2年以上残っている場合は、当該証明書類を輸入食品等の消費期限の終了日まで保管しなければならない。
- オ. 法施行規則第31条第1項により条件付き輸入申告確認証の発行を受けた輸入食品等については、検査結果の通知または補完事項の履行確認を受けるまで、他の食品等と分離して保管しなければならない。
- ク. 法第20条により輸入食品等として輸入申告された農産物・林産物は、「薬事法」第2条第5号の韓薬（韓方薬）として販売してはならない。

3. 輸入食品等申告代行業者および輸入食品等インターネット購入代行業者の遵守事項

- イ. 輸入食品等の製品名・輸入者・輸入日・搬入場所・数量・重量・船荷証券番号・製造国・輸出国・輸出会社名を記録し、これを輸入日から2年以上保管しなければならない。
- ロ. 法第21条第1項により輸入食品等を検査する関係公務員等に対し、金品や供応等を提供して法第20条第2項第1号に違反する行為をしてはならない。
- ハ. 法第21条第1項により輸入食品等を検査する関係公務員等に対し、他の事業者の輸入申告書を閲覧したり、その写し・複製物の提供を求める行為をしてはならない。
- ニ. 法第21条第1項により輸入食品等の検査を行う検査機関に対し、輸入食品等の申告業務に関連する検査を依頼するときには、検査手数料以外の金品や供応等を提供して法第20条第2項第1号に違反する行為をしてはならない。

ホ. 削除 (2019年4月25日)

へ. 輸入食品等インターネット購入代行業者は、法第25条の3第1項により国内搬入遮断対象の原料・成分として指定された原料または成分が含まれた輸入食品等を購入代行してはならない。

4. 輸入食品等保管業者の遵守事項

イ. 輸入食品等の製品名・輸入者・輸入日・数量・重量・船荷証券番号・搬入日・搬出日を記録し、これを輸入日から2年以上保管しなければならない。

ロ. 輸入食品等の確認および区別を行えるように貨物管理情報の表示を輸入食品等に付着させなければならない。保管期間中は剥がれ落ちないように管理しなければならない。

ハ. 輸入食品等は、工業製品とは別の場所に分離するか、仕切り等で区画して保管しなければならない。ただし、分離または区画保管が難しい場合には、ラップで包むか別途包装をして、他の工業製品および粉塵等との交差汚染のおそれがないように管理しなければならない。人体に有害な物質、危険物等とは必ず分離して保管しなければならない。

ニ. 消費期限が経過した、または不適合判定を受けた輸入食品等は、別の場所に保管するか、明確に識別できる表示を施して一般物品と区別して保管しなければならない。

ホ. 床、壁面および天井と適切な距離を保って保管しなければならない。

へ. 保管温度が定められている輸入食品等は、その保管温度に従って保管しなければならない。

ト. 関係公務員等が立入り・検査・収去するときには、営業者または従業員が立ち会わなければならない。

チ. 輸入検査が進行中である、または不適合の判定を受けた輸入食品等は、国内に搬入されないようにしなければならない。

リ. 一の輸入申告書を提出して輸入された輸入食品等を二以上の場所に分けて保管する場合には、ロに基づく貨物管理情報の記載欄に、分けて保管する製品の保管場所および数量をそれぞれ記載しなければならない。

②注文者商標付着輸入食品 (OEM) の輸入・販売業者の遵守事項

注文者商標付着輸入食品等、いわゆる相手先ブランドによる生産 (OEM)

で生産された食品を輸入・販売する営業者は、(i) 注文者商標付着輸入食品等を製造・加工する業者に対して、食品医薬品安全処長が定める衛生点検に関する基準⁵により、海外食品衛生評価機関をして現地の衛生評価等を実施しなければならない、(ii) 注文者商標付着輸入食品等に対して、「食品衛生法」第31条（自家品質検査義務）による検査⁶を実施し、その記録を2年間保管しなければならない。

営業者が上記の遵守事項に違反した場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処される可能性がある。この場合、懲役刑と罰金刑の併科も可能である。また、食品医薬品安全処長の是正命令以外にも、営業登録の取消しまたは6カ月以内の営業停止処分を受ける可能性がある。ただし、別表に記載の遵守事項のうち軽微な事項に違反した場合には、300万ウォン以下の過料が科される。

4. 通関段階の管理：営業者区分管理と製品別区分検査

(1) 営業者区分管理の基準

第19条（営業者の区分管理）

①食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理のために、営業者に対して輸入食品等の検査結果、違反履歴、国内外の食品安全情報等により営業者を区分して差等管理することができる。

②第1項による営業者の区分管理に関する細部的な事項は、総理令に定める。

輸入食品法は、食品医薬品安全処長によって、(i) 営業者に対し、輸

⁵ 「注文者商標付着食品等製造・加工会社の衛生点検基準」（食品医薬品安全処告示）

⁶ **食品衛生法第31条（自家品質検査義務）** ①食品等を製造・加工する営業者は、総理令で定めるところにより、製造・加工する食品等が第7条または第9条による基準と規格に適合するかを検査しなければならない。（改正2010年1月18日、2013年3月23日）

②食品等を製造・加工する営業者は、第1項による検査を「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条第3項第2号による自家品質委託試験・検査機関に委託して実施することができる。（改正2013年3月23日、2013年7月30日、2018年12月11日）

③第1項による検査を直接行う営業者は、第1項による検査の結果、当該食品等が第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項または第9条の3に違反して国民の健康に危害が発生し、または発生するおそれがある場合には、遅滞なく食品医薬品安全処長に報告しなければならない。〔新設2011年6月7日、2013年3月23日、2013年7月30日、2022年6月10日〕

④第1項による検査の項目・手続その他検査に必要な事項は、総理令で定める。

入食品検査の結果、違反履歴、国内外の食品安全情報等により営業者を3つの等級に分類して差等を設けて管理することができるようにしている。（※法第19条）、（ii）通関手続が完了する前の輸入食品等に対して必要な検査を行うに際しても、輸入食品等を区分し、差等を設けて検査することができるようにしている。〔※法第21条2項（3）②で解説〕

これは、製品の特性や製造環境を考慮せずに、すべての業者および製品に対し、原則として同等の水準の検査を実施してきた従来の検査体系とは異なり、新しい危害物質の出現、食品事故等、外部の危害要因を考慮して差等管理および差等検査を規定することにより、問題のある製品の集中管理を行えるようにするものである。

「選択と集中」を実現するため、優秀業者に対する通関は迅速に実施し、問題のある業者に対する管理に行政力を集中するという趣旨から、食品医薬品安全処は、（i）従来は海外製造業所の現地の衛生水準の分析をせずに不適合履歴だけで検査を行っていた、また（ii）有害物質が検出された後に精密検査が行われた、という限界を改善するために、営業者の衛生水準、過去の輸入履歴等をもとに3つの等級に分類して事前の管理を強化している。

営業者に対する具体的な分類基準は次のとおりであり、法第21条による輸入検査および法第25条による立入り・検査・収去において差等管理が適用されることになる。

表 4 営業者の分類および基準

分類	分類基準
優秀営業者	法第7条により優秀輸入業者として登録された者 (ただし、下記の特別管理営業者に該当する者を除く)
一般営業者	優秀営業者および特別管理営業者に該当しない者
特別管理営業者	イ. 法施行規則別表13の個別基準のうち第3号ロ1)・2)・4)・5)、同号ハ1)・3) および同Ⅱ. 個別基準第8号により行政処分を受け、その効力が発生した日（営業停止処分の代わりに課徴金が課された場合は、課徴金処分を受けた日）から1年を経過していない者

	<p>ロ. 法施行規則第34条第1項⁷各号のいずれかに該当する措置に違反してから1年を経過していない者</p> <p>ハ. 法施行規則別表8第2号ムからニまで、または同表第3号ロからニまでに違反して行政処分を受け、不服手続が進行中である者であつて、引き続き営業を行っている者</p>
--	--

(2) 輸入申告

第20条（輸入申告等）

① 営業者が販売する目的または営業上使用する目的で輸入食品等を輸入（輸入申告の代行を含む）するためには、当該輸入食品等を総理令で定めるところにより食品医薬品安全処長に輸入申告しなければならない。ただし、衛生上の危害発生のおそれが高い、またはない場合等、総理令で定める場合には、この限りでない。

（改正2023年6月13日）

② 第1項により輸入申告をしようとする者または輸入申告をした者は、輸入食品等の安全と品質に関して責任を負い、次の各号に該当する行為をしてはならない。（改正2024年2月6日）

1. 虚偽その他の不正な方法により輸入申告する行為
2. 第1項による申告内容と異なる用途により輸入食品等を使用し、または販売する行為。ただし、第15条第6項により営業の登録を受けたものとみなされる営業者が、自社製品の製造用原料または外貨獲得用原料として輸入申告をした後、総理令で定めるところにより用途変更の承認を受けた場合を除く。
3. 第21条第1項による検査の結果、不適合処分を受けて輸出国に返送され、または他の国に搬出された輸入食品等を再輸入する行為

⁷ 法施行規則第34条（輸入食品等の事後管理）① 地方食品医薬品安全庁長は、第30条第1項および第2項による検査の結果、不適合とされた輸入食品等に対して、別紙第30号書式および第31号書式の不適合通知書（電子文書を含む）を当該輸入申告者または購入代行輸入申告者にそれぞれ発行し、輸入食品等の保管業者および管轄税関長にその事実を遅滞なく通知しなければならない。この場合、不適合通知を受けた輸入申告者または購入代行輸入申告者は、次の各号のいずれかに該当する措置を取らなければならない。

1. 輸出国への返送または第三国への搬出
2. 農林畜産食品部長官の承認を得た後、飼料に用途を変更（「食品衛生法」第7条に基づく食品等の基準および規格に従い穀類または豆類に該当し、かつ「飼料管理法」に基づき飼料として使用可能な場合に限る）
3. 廃棄

4. 第21条第1項後段による輸入申告条件に違反する行為
5. 「食品衛生法」第7条、「健康機能食品に関する法律」第14条および「畜産物衛生管理法」第4条による基準および規格に違反する輸入食品等を輸入申告する行為

③食品医薬品安全処長は、第1項による輸入申告を受けた場合、その内容を検討し、この法に適合する場合は申告を受理しなければならないが、必要に応じて条件を付することができる。（改正2018年12月11日）

①申告対象

食品等を輸入するためには、該当食品に対して輸入申告が義務付けられているが、次の各号に掲げる食品については申告が不要である⁸。

- (i) 韓国に所在する外国の大使館・公使館・領事館その他のこれらに準ずる機関が輸入する公用の輸入食品等またはその機関に所属する公務員およびその家族が輸入する自家消費用輸入食品等
- (ii) 旅行者が携帯するもの、または国際郵便物・国際特送貨物（輸入食品等インターネット購入代行業の営業登録をした者に要請して輸入する場合を除く）等であって、自家消費用として認められる輸入食品等
- (iii) 無償で搬入される商品の見本または広告物品であって、その表示が明確な輸入食品等
- (iv) 外国の経済水域において、当該国の船舶との共同漁業により捕獲・採取して韓国の船舶において冷凍または加工された水産物
- (v) 「食品衛生法施行令」第21条第1号・第3号・第7号、「畜産物衛生管理法施行令」第21条第3号・第4号、「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第1号イにより、営業所の製造・加工施設に取り付け・設置して使用する機械類およびその付属品
- (vi) 食品添加物の製造に使用する非食用原料
- (vii) 政府または地方自治体が直接使用する輸入食品等

⁸ 法施行規則【別表8の2】輸入申告をしないことができる輸入食品等（法第27条の2関連）を参照

- (viii) 「関税法」第239条第1号により、船用品・航空機用品または車両用品を運送手段内でその用途に応じて、消費または使用する場合であって、関税庁長が輸入としてみなさない輸入食品等
- (ix) 無償で搬入する先天性代謝異常症患者用の食品
- (x) 器具または容器・包装を製造するために使用する原料
- (xi) その他食品医薬品安全処長が衛生上危害発生のおそれがないと認める輸入食品等

②提出書類

輸入申告対象食品を輸入しようとする者（インターネット購入代行を除く）は、法施行規則別紙第25号書式の輸入食品等の輸入申告書に次の書類を添付して輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。この場合、輸入食品等の到着予定日の5日前から申告することができ、あらかじめ申告した到着港、到着予定日、搬入場所および搬入予定日等、主な事項が変更される場合には、直ちにその内容の文書をもって申告しなければならない（法施行規則第27条第1項）。

1. 韓国語で表示された包装紙（韓国語の表示が印刷されたシールを貼り付けた包装紙を含む）または韓国語の表示内容が記載された書類
- 1の2. 輸入食品等の写真。ただし、次のいずれかに該当する輸入食品等を除く。
 - イ. 別表9第2号イ1) から3) までのいずれかに該当する輸入食品等
 - ロ. その他食品医薬品安全処長が定め、食品医薬品安全処のホームページに掲載する輸入食品等
2. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第8条による国外の試験・検査機関が精密検査を実施して発行した試験・検査成績書（別表9第2号ハによる精密検査対象輸入食品等に限る）
3. 次のいずれかに該当する書類〔遺伝子組換え食品等（「食品衛生法」第12条の2第1項各号のいずれかに該当する生命工学技術を用いて栽培・育成された農・畜・水産物等であって、安全性審査を受けた食品、これを原材料として製造・加工した食品または食品添加

物をいう。以下同じ) の表示対象に該当する食品であつて、遺伝子組換え食品等である旨の表示がされていない場合に限る]

- イ. 区分流通証明書 (種子の購入・生産・製造・保管・選別・運搬・船積み等の取扱過程で遺伝子組換え食品等と区分して管理されたことを証明する書類をいう。以下同じ)
 - ロ. 区分流通証明書と同等の効力があると生産国の政府が認める証明書
 - ハ. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条および第8条により指定された、または指定されたとみなされる試験・検査機関が発行した、遺伝子組換え等の表示対象に該当しないことを証明する試験・検査成績書
4. 法第20条第9項による消費期限設定理由書または法施行規則第29条による消費期限延長理由書 (法第18条第2項による注文者商標付着輸入食品等に限る)
 5. 輸出計画書 (国内搬入後の計画が具体的に記載されなければならない、「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する場合に限る)
 6. 営業許可等の許認可書類の写しまたは品目製造報告書の写し (「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する原料または自社製品製造用の原料として輸入する場合に限り該当し、電算システム上で確認できる場合を除く)
 7. 衛生証明書または検査証明書 (法第37条または「農水産物品質管理法」第88条第1項第2号等により輸出国政府と証明書の添付に関して条約等を締結した国から輸入する水産物の場合に限り該当し、食品医薬品安全処長が認める通信網を通じて輸出国政府機関が発行した証明書を確認できる場合を除く)
 8. 法第11条第5項による輸出衛生証明書 (畜産物または動物性食品の場合に限り該当し、食品医薬品安全処長が認める通信網を通じて輸出国政府機関が発行した証明書を確認できる場合を除く)
 9. 削除 (2019年6月19日)
 10. 第1号から第8号までの書類以外に、輸入食品等の安全を確保するために必要であると食品医薬品安全処長が認める次の各書類
 - イ. 牛海綿状脳症 (BSE) に感染していない健康な反すう動物の原料を使用したことを証明する生産国政府の証明書
 - ロ. ダイオキシン残留量の検査成績書 (加熱処理された塩を輸入する場合に限る)

ハ. その他、輸出国政府の発行する書類等、危害情報に基づき食品医薬品安全処長が食品医薬品安全処のホームページに掲載する書類

インターネット購入代行輸入申告をしようとする者は、法施行規則別紙第26号書式のインターネット購入代行輸入食品等の輸入申告書（電子文書による申告書を含む）を輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならないが、この場合、輸入申告は輸入通関の前に行う必要がある（法施行規則第27条第2項）。このように申告された購入代行輸入食品等は、「食品衛生法」第4条による表示、同法第5条による栄養表示、同法第6条によるナトリウム含有量比較表示および同法第12条の2による遺伝子組換え食品等の表示を省略することができる（法施行規則第27条第3項）。

③輸入申告受理の自動化

輸入申告業務を効率的に行うため、輸入食品統合情報システムを通じて自動化された方式により輸入申告を受理することのできる根拠規定が設けられた。

第20条の2（輸入申告受理の自動化）

①第20条第1項による輸入申告のうち、国民の健康に対する危害発生のおそれが低く、かつ反復的に輸入される輸入食品等の輸入申告については、「行政基本法」第20条に基づき第39条の2に定める輸入食品統合情報システムにより完全に自動化された方式で受理することができる。

②第1項により自動化された方式で受理する輸入申告の対象および手続等に関する細部事項は、総理令で定める。

〔本条新設2023年6月13日〕

④条件付き受理

食品医薬品安全処長は、第1項による輸入申告を受けた場合、その内容を検討し、法に適合する場合、当該申告を受理しなければならないが、必要な場合には、条件を付すことができる（法第20条第3項）。

⑤禁止行為

輸入申告をしようとする者または輸入申告をした者は、輸入食品等の安全および品質に対して責任を負い、(i) 虚偽その他の不正な方法により輸入申告をする行為、(ii) 第1項による申告内容と異なる用途で輸入食品等を使用または販売する行為。ただし、第15条第6項により営業の登録をしたものとみなされる営業者が、自社製品の製造用原料または外貨獲得用原料として輸入申告を行った後、用途変更⁹の承認を得た場

⁹ **法施行規則第28条（輸入食品等の用途変更の承認）** ①法第20条第2項第2号但書きにより用途変更の承認を得ることができる場合は、輸入食品等（「穀物管理法」第13条第2号により制限を受ける輸入穀物を除く。以下本条において同じ）を別表9の第2号イ2) による自社製品製造用原料（以下本条において「自社製品製造用原料」という）または法第15条第6項による外貨獲得用原料（以下本条において「外貨獲得用原料」という）として輸入申告した営業者が、廃業、破産または当該原料の使用中止等の理由によりその輸入食品等を自社製品製造用原料または外貨獲得用原料として使用することができなくなり、他の製造・加工業者に輸入申告した製造用原料または外貨獲得用原料として販売しようとする場合とする。（改正2024年8月7日）

②第1項により輸入食品等の用途変更の承認を得ようとする者は、別紙第27号書式の「輸入食品等用途変更承認申請書」に次の各号に掲げる書類を添付してその輸入食品等を輸入申告した地方食品医薬品安全庁長に提出し、承認を得なければならない。（改正2018年2月9日、2022年11月25日、2024年8月7日、2025年7月23日）

1. 「食品衛生法」による食品製造・加工業、食品添加物製造業、容器・包装類製造業、「健康機能食品に関する法律」による健康機能食品製造業、「畜産物衛生管理法」による畜産物加工業または食肉包装処理業の営業者に販売しようとする数量に関する契約書の写し
2. 第1号により当該原料を使用する者の営業許可等の許認可書類および品目製造報告書の写し（電算システム上で確認可能な場合を除く）
3. 次の各区分に応じた書類
 - イ. 自社製品製造用原料である場合：「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定し、もしくは指定したとみなされる畜産物試験・検査機関、食品専門試験・検査機関または同条第4項ただし書きにより総理令で定める試験・検査機関が発行した試験・検査成績書。ただし、用途変更の承認を受けようとする輸入食品等が次のいずれかに該当する場合には添付を要しない。
 - 1) 別表9第2号イ5) または10) に該当する場合
 - 2) 食品医薬品安全処長が定める重点検査項目（微生物およびカビ毒を除く）について、次のいずれかの検査を受けて適合した場合
 - イ) 別表9第2号ハ1) による精密検査〔別表10第1号イ1) または3) に該当する畜産物に限る〕
 - ロ) 別表9第2号ニによる無作為標本検査
 - ロ. 外貨獲得用原料の場合：当該原料を使用しようとする営業者の輸出計画書
4. 委託契約書の写し（委託して輸入した場合に限る）

③地方食品医薬品安全庁長は、第2項により用途変更の承認を行った場合には、使用が承認された営業所の所在地を管轄する営業許可・登録・申告機関の長に通知しなければならず、通知

合は例外とする。(iii) 法第21条第1項による検査の結果、不適合処分を受けて輸出国に返送されるか、または他の国に搬出された輸入食品等を再輸入する行為、(iv) 第21条第1項後段による輸入申告条件に違反する行為、ならびに(v) 「食品衛生法」第7条、「健康機能食品に関する法律」第14条および「畜産物衛生管理法」第4条による基準および規格に違反した輸入食品等を輸入申告する行為をしてはならない。輸入申告を行わなかった場合または前記の禁止行為に違反した場合、5年以下の懲役もしくは5千万ウォン以下の罰金に処される可能性がある。なお、この場合、懲役刑と罰金刑の併科が可能である。

⑥ 申告受理保留措置

輸入申告された輸入食品等により国民の健康に重大な危害が発生した場合または発生するおそれがある場合には、食品医薬品安全処長が当該輸入申告の受理を保留できるようにする「申告受理保留措置制度」が導入され、輸入食品の安全管理が強化された。

第20条（輸入申告等）

④食品医薬品安全処長は、第3項による審査の過程において、第1項により輸入申告された輸入食品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該輸入申告の受理を保留（以下「申告受理保留措置」という）することができる。〔新設2018年12月11日〕

1. テロの手段として使用されるおそれがある場合
2. 「感染症の予防および管理に関する法律」第2条第1号に基づく感染症の病原体に汚染され、または汚染されているおそれがある場合
3. 人体に有害な物質に汚染されていると判断されるが、その汚染の有無を確認するための検査項目を特定することが困難である、または定められた試験方法がない場合

を受けた営業許可・登録・申告機関の長は、流通管理を行わなければならない。

④次の各号のいずれかに該当する場合には、これを第1項に基づく自社製品製造用原料の用途変更の承認対象とはみなさない。

1. 自らが輸入した原料を他の生産品目または新開発製品に使用する場合
2. 原料を同一法人内の複数の製造・加工業所に供給する場合
3. 外貨獲得用原料として使用または再輸出する場合
4. 食用以外の他の用途に変更する場合

〔見出し改正2024年8月7日〕

4. 国内において申告・登録等をしていない、または許可・承認等を受けていない農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品等の物質が使用されていると判断される場合であって、当該原料または成分に関して定められた試験方法がない場合
5. その他、当該輸入食品等により国民の健康に重大な危害が発生し、または発生するおそれがあり、迅速な措置が必要な場合
- ⑤食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を講じようとする場合、次の各号の輸入食品等の区分に応じて、同号に定める審議委員会（以下、本条において「審議委員会」という）の審議・議決を経なければならない。ただし、国民の健康に危害を及ぼすおそれが切迫しており、迅速な措置が必要な場合は、申告受理保留措置を講じた後に審議委員会の審議・議決を経ることができる。〔新設2018年12月11日〕
1. 食品等：「食品衛生法」第57条による食品衛生審議委員会
 2. 健康機能食品：「健康機能食品に関する法律」第27条による健康機能食品審議委員会
 3. 畜産物：「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会
- ⑥食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を受けた輸入食品等について、職権により、または利害関係のある国もしくは輸入申告を行った営業者からの異議申立に基づき検討した結果、当該輸入食品等に危害がないものと認められる場合には、審議委員会の審議・議決を経て申告受理保留措置の全部または一部を解除することができる。〔新設2018年12月11日〕
- ⑦食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置を受けた輸入食品等について、利害関係のある国または輸入申告を行った営業者が原因の究明および改善事項を提示した場合には、申告受理保留措置の全部または一部を解除することができる。この場合において、改善事項の確認が必要であるときは、現地実態調査を行うことができる。〔新設2018年12月11日〕
- ⑧食品医薬品安全処長は、申告受理保留措置または第6項および第7項による解除措置を講じた場合には、その旨を告示しなければならない。

⑦注文者商標付着食品（OEM）等の輸入申告

注文者商標付着輸入食品等を輸入申告する場合には、食品医薬品安全処長が定めて告示する基準により設定した消費期限の設定理由書を食品医薬品安全処長に報告しなければならない、報告した事項のうち消費期限を延長する場合にも、食品医薬品安全処長に報告しなければならない（法第20条第9項、法施行規則第29条）。

(3) 輸入検査

第21条（輸入検査等）

①食品医薬品安全処長は、第20条第1項により輸入申告された輸入食品等に対し、通関手続が終わる前に関係公務員または「畜産物衛生管理法」第13条の検査官（以下「関係公務員等」という）もしくは検査機関をして、必要な検査を実施させなければならない。この場合、検査結果の確認前または違反事項に対する補完前における使用または販売を禁止するなどの条件を付して申告を受理することができる。（改正2018年12月11日）

②食品医薬品安全処長は、第1項による検査を行うときは、輸入食品等の検査履歴、国内外の食品安全情報等により、輸入食品等を区分して差等検査することができる。

③食品医薬品安全処長は、申告された輸入食品等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項にかかわらず、輸入食品等の検査の全部または一部を省略することができる。

1. 第7条により優秀輸入業者として登録された者が輸入する輸入食品等
2. 削除（2020年4月7日）
3. 営業者が申告した当該輸入食品等について、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」に定める検査機関の検査を受け、その検査成績書または検査証明書等を提出する場合
4. その他精密検査の結果、不適合履歴がないなど、食品医薬品安全処長が安全性に問題がないと認めた輸入食品等

④食品医薬品安全処長は、安全かつ品質に優れた輸入食品等を輸入することができる環境を整備するため、輸入食品等の検査結果および優秀輸入者を公開することができる。

⑤第1項による検査の種類・対象・方法および手続、検査項目、条件等と、第2項による輸入食品等の区分検査および第4項による検査

結果ならびに優秀輸入者の公開等に必要な事項は、総理令で定める。

①輸入検査

輸入者に対する責任強化の一環として、食品医薬品安全処長は輸入申告された輸入食品等に対して、通関手続が完了する前に関係公務員や検査機関をして必要な検査を実施させ、検査結果の確認前または違反事項に対する補完前における使用または販売を禁止するなどの条件を付して輸入申告を受理することができる（法第21条第1項）。

②輸入食品等の区分基準（法第21条第2項）

食品医薬品安全処長は、検査に際して輸入食品等の検査履歴、国内外の食品安全情報等により輸入食品等を区分して差等検査することができる（法施行規則【別表10】輸入食品等の区分基準）。【別表10】の「等級」は、食品の品質が優れていることを意味するものではなく、「検査履歴および危害情報による分類」を意味する。例えば、1等級は、「初めて輸入」される輸入食品等のように、精密検査が必要なものを意味し、「4. 同一会社の同一輸入食品等」は、過去の検査において適合判定を受けており、管理が緩和されたものを意味する。

【別表10】の1等級・2等級・3等級の食品は、いずれも厳格な検査である「精密検査」の対象である。一方、「4. 同一会社の同一輸入食品等」は、「書類検査」の対象となる。

すなわち、輸入食品は、初めて輸入される場合（1等級）や、危害の懸念がある場合（2、3等級）に「精密検査」を受けることとなり、この検査において適合判定を受け、5年以内に同一の製品が再輸入される場合（4. 同一会社の同一輸入食品等）には、手続が簡素化され、「書類検査」に切り替わる。

詳細な区分の基準は、次のとおりである¹⁰。

1. 1等級輸入食品等

イ. 次の各号により輸入された輸入食品等（畜産物の場合は自社製品の製造用原料を含む）

¹⁰ 法施行規則【別表10】輸入食品等の区分基準

- 1) 最初に輸入された輸入食品等
 - 2) 最初に輸入されて精密検査を受けた後、基準および規格が新設または強化された輸入食品等
 - 3) 最初に輸入されて精密検査を受けた後、第4号の各項目による期間が経過し、または同一の会社の同一輸入食品等の条件を満たさない輸入食品等
- ロ. 外国から返送された輸入食品等（別表9による検査の種類のうち、書類検査に該当する場合を除く）
- ハ. 別表9による現場検査の結果、地方食品医薬品安全庁長が精密検査が必要であると認めた輸入食品等

2. 2等級輸入食品等

- イ. 国内外の食品安全情報等により問題が提起され、食品医薬品安全処長が精密検査を必要であると認めた輸入食品等
- ロ. 法第21条による精密検査、無作為標本検査または法第25条による収去検査の結果、不適合処分を受けた後5年以内に再輸入される場合であって、第4号のいずれかに該当する輸入食品等

3. 3等級輸入食品等

- イ. 第26条第1項第3号に該当する者が輸入する輸入食品等
- ロ. 食品医薬品安全処長が定めて告示する有害物質が検出された輸入食品等の海外製造業所（農産物・林産物の場合は輸出業者、畜産物の場合は海外作業所をいう）が製造または輸出するものであって、不適合処分を受けた日から2年以内に輸入する輸入食品等

4. 同一会社の同一輸入食品等

- イ. 食品（農産物・林産物・水産物を除く）：製造国・海外製造業所・製造方法および原材料名が同一であって、第1号イ1）・3）に該当し精密検査を受けた後、5年（最初の輸入に伴う精密検査後、輸入申告確認証の発行を受けた日から起算するが、食品医薬品安全処長が定める重点検査項目にかかる無作為標本検査を受けた場合には、無作為標本検査を受けた後、輸入申告確認証の発行を受けた日から起算する。以下、ロからトまでにおいて同じ）以内に再輸入され

たもの

- ロ. 食品添加物：製造国・海外製造業所・製品名・製造方法および原材料名が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの
- ハ. 農産物・林産物：生産国・品名・輸出業者および包装場所が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの
- ニ. 水産物：生産国・品名・輸出業者および海外製造業所が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの
- ホ. 器具または容器・包装：製造国・海外製造業所・材質および地色が同一であるもの
- ヘ. 健康機能食品：製造国・海外製造業所・製品名・製造方法・原料および主原料の配合の割合が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの
- ト. 畜産物：食肉・原乳・食用卵は生産国・品目・海外作業所（製造・加工場）が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの、それ以外の畜産物については、生産国・海外作業所（製造・加工場）・加工方法および原材料名が同一であって、第1号イ1)・3) に該当し精密検査を受けた後、5年以内に再輸入されたもの

ただし、食品医薬品安全処長は、申告された輸入食品等が (i) 優秀輸入業者として登録された者が輸入したものである場合、(ii) 営業者が申告した当該輸入食品等に対して「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」で定める検査機関の検査を受けて、その検査成績書または検査証明書等を提出した場合、(iii) 精密検査の結果、不適合履歴がない、または食品医薬品安全処長が安全性に問題ないと認める場合には、輸入検査の全部または一部を省略することができる（法第21条第3項）。

③輸入食品の検査の種類および対象

輸入食品に対する検査の種類は、書類検査、現場検査、精密検査、無作

為標本検査の4種類である。

・書類検査

実験室の検査や現場の確認を行わず、輸入者が提出した書類（輸入申告書、証明書等）のみの審査を行い、その適合性を判定する最も迅速な検査である。主な対象は、「同一会社の同一輸入食品等」のように、過去の精密検査において既に安全性が確認された食品や、外貨獲得用原料、研究・調査用食品等、危害度が低いと判断される食品が該当する。

・現場検査

書類検査のみでは不十分と判断された場合に、関係職員が保税倉庫等の現場において製品を直接確認する検査である。検査内容は、製品の状態（腐敗、変質、破損の有無）、味、におい、色等、五感を用いて製品の品質を検査する官能検査に加え、ハンダルの表示事項や包装の状態等を確認する目視検査である。主に、農林水産物等の現物の状態を確認する必要がある場合や、書類検査対象のうち、現場での確認が必要と認められる食品がこの検査の対象となる。

・精密検査

実験室において、物理的・化学的・微生物学的手法により精密に分析する最も厳格な検査であり、書類検査および現場検査を含む。検査内容は、「食品公典」等で定める食品の基準・規格に基づき、残留農薬、重金属、食中毒菌、保存料の使用基準等の項目について機器を用いて分析するもので、主に、第1、第2、第3等級の輸入食品等（初めて輸入されるものや、危害情報・不適合履歴のあるもの）が検査の対象となる。

・無作為標本検査

書類検査または現場検査の対象（主として「同一会社の同一輸入食品等」）の中から標本抽出計画に従い無作為に対象を選んで実施する「精密検査」である。その目的は、すでに安全性が確認され書類検査により通関される食品であっても、継続的に安全に管理されているかを確認するためであり、事後検証的性格の検査である。

各検査の対象となる輸入食品等は、検査の種類ごとに法施行規則に具体的に定められている¹¹。

¹¹ 法施行規則【別表9】輸入食品等の検査方法を参照

表 5 輸入食品に対する検査の種類と方法および対象

検査の種類	方法および対象
書類検査	<p>検査方法：申告書類等を検討してその適否を判断する検査</p> <p>対象：次の輸入食品等を対象とする。</p> <p>1) 「対外貿易法施行令」第26条により外貨獲得用として輸入する輸入食品等。</p> <p>2) 自社製品製造用の原料¹²として輸入する次のいずれか一つに該当する輸入食品等</p> <p>イ) 「食品衛生法」第37条第5項による食品製造・加工業、食品添加物製造業の営業登録を行った者、同条第4項による容器・包装類製造業の営業申告を行った者、「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品製造業の営業許可を受けた者または「畜産物衛生管理法」第22条第1項による畜産物加工業の営業許可を受けた者が輸入する食品等</p> <p>ロ) 「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品製造業の営業許可を受けた者が輸入する健康機能食品</p> <p>ハ) 「畜産物衛生管理法」第22条第1項による畜産物加工業、食肉包装処理業の営業許可を受けた者または「食品衛生法」第37条第5項による食品製造・加工業、食品添加物製造業の営業登録を行った者、「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品製造業の営業許可を受けた者が輸入する畜産物</p> <p>ニ) 食品・食品添加物・健康機能食品・畜産物を直接製造・加工せずに他者に依頼して製造・加工した食品・食品添加物・健康機能食品・畜産物を自己の商標により流通・販売す</p>

¹² 自社の製品を生産するために直接もしくは委託して輸入する輸入食品等または食品等を直接製造・加工せず、他者に依頼して製造・加工した食品等を自己の商標により流通・販売する営業を行う者が、自ら製造・加工を依頼した製品の原料をいう。以下同じ。

	<p>る営業を行う者が輸入する輸入食品等</p> <p>3) 研究・調査に使用される輸入食品等¹³</p> <p>4) 政府・地方自治体またはその代行機関において輸入する輸入食品等¹⁴</p> <p>5) 食用香料（調合香料および単一成分の着香料を含む）</p> <p>6) 食品または食品添加物に接触する材質が石または着色されていないガラス材（加熱調理用のガラス材および鉛を含有するクリスタルガラス材を除く）、その他天然の原材料で作られているため危害のおそれがない器具および容器・包装</p> <p>7) ハによる精密検査（以下この表において「精密検査」という）を受けたもののうち、別表10第4号の同一会社の同一輸入食品等の条件を満たすものであって、再輸入する輸入食品等。</p> <p>8) 外貨獲得のために博覧会、展示会等に展示（消費者、観覧者等に提供・販売するものは含まない）するために輸入する輸入食品等</p> <p>9) 販売を目的とする先天性代謝異常症患者用の食品</p> <p>10) 精製・加工を経なければならない食品、食品添加物または畜産物の原料</p> <p>11) 再加工して使用する器具または容器・包装</p> <p>12) 外国から返送された輸入食品等のうち、次のいずれかに該当する輸入食品等</p> <p>イ) 国内で再加工して輸出しようとする輸入食品等</p> <p>ロ) 国内で流通中の製品と同一の製品であって、その返送事由が輸入食品等の変質や衛生上の危害でない輸入食品等</p> <p>13) 精密検査の結果、不適合判定を受けた履歴が</p>
--	---

¹³ 「健康機能食品に関する法律」第14条第2項および法第15条第2項の規定により健康機能食品または原料もしくは成分と認められるために輸入する一定量の研究・調査用製品を含む

¹⁴ 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門の試験・検査機関、同条第4項ただし書きにより総理令に定める試験・検査機関または同法第8条による国外試験・検査機関で発行した試験・検査成績書を提出する場合に限る

	<p>ない輸入食品等のうち、安全性が確保されたと食品医薬品安全処長が認める輸入食品等</p> <p>14) 農産物・林産物・水産物（食品の原料として使用される場合に限る。以下この表において同じ）のうち、精密検査を受けて輸入された後「南北交流協力に関する法律」により軍事境界線以北の地域に搬出して単純加工し、同法により統一部長官の承認を受けて軍事境界線以南の地域に搬入しようとする食品</p> <p>15) 購入代行輸入食品等</p> <p>なお、上記1) から15) までに定める輸入食品等のうち精密検査を受ける必要のある例外もあり、一方で、一定の要件を満たした場合には、書類検査を省略することができる場合もある。詳細については、法施行規則【別表9】に定められている。</p>
<p style="text-align: center;">現場検査</p>	<p>検査方法：製品の性質・状態・味・におい・色・表示・包装状態および精密検査履歴等を総合してその適否を判断する検査であって、食品医薬品安全処長が別途定める基準と方法により実施する官能検査を含む。</p> <p>対象：次の輸入食品等を対象とする。</p> <p>1) 農産物・林産物・水産物・畜産物であって、食品の基準および規格が設定されていないもの¹⁵</p> <p>2) イの項目による書類検査（以下「書類検査」という）の対象のうち、地方食品医薬品安全庁長が現場検査の必要があると認めた輸入食品等</p> <p>3) 「関税法」等他の法律により保税区域内で差押え・没収をして検査を要求したもので、その数量が別表12に定める収去量の10倍以下の輸入食品等（健康機能食品を除く）</p> <p>なお、上記1) から3) までに定める輸入食品等のうち、一定の要件を満たした場合には、現場検査</p>

¹⁵ 食品添加物や他の原料を使用せず、原形がわかる程度に、単純に切ったり、皮をむいたり、乾燥させたり、塩漬けにしたり、熟成させたり、加熱したり、冷凍したりするなど、加工過程を経ても食品の状態を五感で確認できるように処理したものを含む

	を省略することができる。詳細については、法施行規則【別表9】に定められている。
精密検査	<p>検査方法：物理的、化学的または微生物学的方法により実施する検査であり、書類検査および現場検査を含む。</p> <p>対象：次の輸入食品等を対象とする。</p> <p>1) 別表10¹⁶による1等級の輸入食品等</p> <p>2) 別表10による2等級の輸入食品等</p> <p>イ) 別表10第2号イの項目に該当する場合には、食品医薬品安全処長が別途検査回数または期間を定めて実施する。</p> <p>ロ) 別表10第2号ロの項目に該当する場合には、次の基準により合算して5回まで実施する。</p> <p>(1) 不適合処分を受けた日から1年以内に再輸入される輸入食品等：任意に精密検査の対象を定めて実施することができる。</p> <p>(2) 不適合処分を受けた日から1年を超えて再輸入される輸入食品等：輸入申告回数を基準として実施する。</p> <p>3) 別表10による3等級の輸入食品等</p> <p>イ) 第26条第1項第3号イおよびロの項目に該当する者が輸入する輸入食品等の場合には、その輸入者が第26条第1項第3号イおよびロの項目に該当する期間中に実施する。</p> <p>ロ) 第26条第1項第3号ハの項目に該当する者が輸入する輸入食品等の場合には、製品別輸入申告回数を基準として連続10回実施する。</p> <p>ハ) 別表10第3号ロの項目に該当する輸入食品等の場合には、不適合処分を受けた日から2年間実施する。</p> <p>4) 購入代行輸入食品等であって、「食品衛生法」第4条から第6条まで、および同法第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条および第</p>

¹⁶ 法施行規則【別表10】輸入食品等の区分基準

	<p>24条、「畜産物衛生管理法」第15条の2に定める危害食品等に該当することが疑われる輸入食品等。この場合、購入代行を依頼した者の同意をあらかじめ得なければならない。</p> <p>5) 輸入申告違反事項に対する補完指示を履行せず、再輸入申告を行った場合または輸入申告が返戻された回数が合算して3回以上である者が輸入する輸入食品等</p>
<p>無作為 標本検査</p>	<p>検査方法：食品医薬品安全処長の標本抽出計画により物理的、化学的または微生物学的方法で実施する検査であり、書類検査および現場検査を含む。ただし、優秀輸入業者や海外優秀製造業所が登録した輸入食品等は除外することができる。</p> <p>対象：次の輸入食品等を対象とする。</p> <p>1) 精密検査を受けた輸入食品等または書類検査もしくは現場検査の対象である輸入食品等のうち、輸入食品等の種類別危害度等を考慮して標本抽出計画により検査が必要であると認めた輸入食品等</p> <p>2) 輸入食品の安全管理に必要な情報を収集するために検査が必要であると認めた輸入食品等</p>

④輸入食品の検査方法

輸入申告者は、輸入食品等について「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条に基づき、食品医薬品安全処長が指定した畜産物の試験・検査機関または食品専門の試験・検査機関に検査を依頼しなければならない。ただし、輸入食品等が法施行規則別表9第2号ハの4)、同号ニ、第3号イの5)、法施行規則別表10第1号ハ、同表第2号のイに該当する場合には、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律施行規則」別表3に定める試験・検査機関に検査を依頼することができ、本文に定める畜産物の試験・検査機関または食品専門の試験・検査機関における検査が困難であるとして食品医薬品安全処長が定める輸入食品等については、「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律施行規則」別表3に定める試験・検査機関に依頼しなければならない。

らない。

検査手順は、①検体の採取、②検体の精密検査、③通知の順で行われ、輸入申告者または購入代行輸入申告者が「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第8条に基づく国外試験・検査機関の試験・検査成績書を提出した場合には、当該輸入食品等に対する精密検査に代えるか、またはその検査項目を調整して検査することができる。

⑤検査結果の公開等

食品医薬品安全処長は、安全かつ品質の優れた輸入食品等を輸入できる環境をつくるために、輸入食品等の検査結果および優秀輸入者を食品医薬品安全処のホームページに公開することができる（法第21条第4項、法施行規則第33条）。公開される情報は、優秀輸入業者の場合、製品名、製品の類型、輸入業者、海外製造業所または海外作業所、製造国および登録日に関するものであり、不適合輸入食品等に関する情報は、製品名、製品の類型、海外製造業所・海外作業所・輸出業者、製造国・生産国、不適合の内容、不適合判定日および製造日または消費期限に関するものとなる。

これらの情報は、食品医薬品安全処が運営する公式ホームページ「輸入食品情報マル」（<https://impfood.mfds.go.kr>）に公開されており、誰でも容易にアクセスして確認することができる。同ホームページでは、法令の定めにより公開されている以下の情報を確認することができる。

不適合事例：[安全情報] > [輸入食品不適合] メニュー
(<https://impfood.mfds.go.kr/CFCEE01F01>)

優秀事例：[安全情報] > [優秀輸入業者] / [海外優秀製造業所] メニュー
(<https://impfood.mfds.go.kr/CFCCC01F04>)

「輸入食品情報マル」の[輸入食品不適合]のメニューでは、日本を含むすべての国の通関検査不適合事例がリアルタイムで公開される。日本産の製品で主に見受けられる不適合事例は、次のとおりである。

1. 放射能検出事例（基準値超え）

- **製品群**：水産物加工品（例：干物、スケトウダラの加工品等）、みそ等の醬類、茶類、健康機能食品（スピルリナ等）

- **内容**：食品医薬品安全処は、微量であっても放射能（セシウム、ヨウ素等）が検出された場合、各種の証明書を追加で要求し、基準値（セシウム100ベクレル/キログラム）を超えていたり、証明書を提出できない場合には、当該製品の通関を禁止し、返送または廃棄措置を取っている。このような不適合事例は直ちにホームページにおいて公開される。

2. 農薬残留許容基準（MRL）超えの事例

- **製品群**：農産物（例：生鮮野菜、果実、豆類等）
- **内容**：日本国内において使用が許可されている農薬であっても、韓国の食品基準（MRL）を超える場合がある。例えば、特定の殺菌剤や殺虫剤の成分が基準値以上検出された場合、不適合となり、その情報（製品名、製造会社、不適合項目）が公開される。

⑥検査命令

第22条（検査命令）

①食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、営業者に対し「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」に定める検査機関において、総理令で定める期限内に検査を受けることを命じることができる。ただし、検査によって危害成分を確認することができないと食品医薬品安全処長が認める場合には、関係資料の提出等をもって代えることができる。（改正2021年8月17日）

1. 国内外で食品医薬品安全処長が定める有害物質が検出された輸入食品等
2. 第21条による輸入検査または第25条による立入り・検査・収去の結果、不適合が繰り返し発生する輸入食品等
3. その他、国内外で危害発生のおそれが提起された輸入食品等

②第1項による検査命令対象の輸入食品等の範囲、提出資料等の詳細事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

輸入食品等に対する検査は、食品医薬品安全処長の検査命令によっても開始することができる。食品医薬品安全処長は、①国内外で食品医薬品安全処長が定めた有害物質が検出された輸入食品等、②輸入検査または

立入り・検査・収去の結果、不適合が繰り返し発生した輸入食品等、③国内外で危害発生のおそれが提起された輸入食品等に対して検査を受けるよう命じることができる（法第22条）。ただし、検査によって危害成分を確認することができないと食品医薬品安全処長が認めた場合には、関係資料の提出等をもって代えることができる。

⑤違反時の罰則

輸入検査による立入り・検査・収去等を拒否、妨害または忌避した場合、3年以下の懲役もしくは3千万ウォン以下の罰金に処し、またはこれを併科することができる。

5. 流通段階の管理：流通履歴追跡管理の拡大および体系的管理

(1) 流通履歴追跡管理制度

①管理対象の拡大

輸入食品等に問題が発生した場合、迅速に原因を究明し、後続措置を取ることができるようにするために、現在、輸入食品および健康機能食品に限って自主的に運営されている流通履歴追跡管理制度が、「輸入食品法」に基づき段階的に適用され、その適用範囲が畜産物にまで拡大された。

2016年には、履歴管理対象の輸入畜産物が輸入牛肉に限定され、輸入豚肉については正確な履歴管理および情報提供が困難である実情を踏まえ、活用度の低い危害畜産物販売遮断システム構築認証制度が廃止された。また、食肉即売加工業者が畜産物履歴管理の対象に加えられなど、現行制度の運営上の一部不備な点が見直された。

食品医薬品安全処は、流通履歴追跡管理制度が消費者にとっては生産から加工、流通、消費に至るまでの履歴を手軽に照会でき、情報の習得が容易で、食品事故の拡散を防止できる点、また、販売者にとっては同制度の施行自体が品質保障の広報手段として機能し、衛生水準の向上に向けた取り組みにつながるという利点があるとして、本規定の導入背景を説明している。

食品医薬品安全処長は、「輸入食品法」により流通履歴追跡管理の対象となる輸入食品等を指定し、輸入者に対し流通履歴追跡管理の登録をさせることができる。ただし、乳幼児食を輸入する営業者および一定の売上高に該当する健康機能食品を輸入する営業者等、総理令で定める営業者については、このような流通履歴追跡管理の登録義務が課される。

なお、「輸入食品法」は、食品医薬品安全処長をして、流通されている輸入食品等を対象として輸入食品等の安全と品質を確認するために毎年流通管理計画を策定・施行させ、輸入食品等の収去、検査および営業者に対する指導・監督等、体系的な事後管理が行われるようにしている。

第23条（輸入食品等の流通履歴追跡管理）

①食品医薬品安全処長は、輸入食品等（「家畜および畜産物の履歴管理に関する法律」による輸入牛肉および輸入豚肉を除く。以下この条において同じ）に問題が発生した場合、その輸入食品等を追跡して原因を究明し、必要な措置が取れるよう管理するために必要であると判断された場合には、流通履歴追跡管理対象の輸入食品等を定め、営業者に流通履歴追跡管理の登録をさせることができる。ただし、乳幼児食を輸入する営業者および一定の売上高に該当する健康機能食品を輸入する営業者等、総理令で定める営業者は、食品医薬品安全処長に登録を申請しなければならない。（改正2016年12月27日）

②第1項による流通履歴追跡管理対象の輸入食品等、登録手続、登録事項、登録取消等の基準および調査・評価その他必要な事項は、総理令で定める。

②流通履歴追跡管理の義務登録の対象および登録時期

登録義務を要する営業者が流通履歴追跡管理の登録をしない場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処されることになる。この場合、懲役刑と罰金刑の併科も可能である。また、食品医薬品安全処長の是正命令のほか、営業登録の取消または6カ月以内の営業停止処分を受ける可能性がある。したがって、輸入食品に関する営業を行お

うとする者は、当該輸入食品が義務登録の対象に該当するかどうかを必ず確認する必要がある。「輸入食品法」により義務的に流通履歴追跡管理の登録をしなければならない輸入食品は、次のとおりである（法施行規則第35条第1項）。

1. 乳幼児食（乳児用の調製食品、成長期用の調製食品、乳幼児用の穀類調製食品その他の乳幼児用食品をいう）
2. 健康機能食品
3. 調製乳類（原乳または乳加工品を主原料とし、これに乳幼児の成長発育に必要な栄養成分を添加して母乳の成分に類するよう加工したものをいう。以下同じ）
4. 妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途等食品および体重調整用調製食品
5. 営業者が流通履歴追跡管理に関する登録をしようとする輸入食品等

流通履歴追跡管理の義務登録は、食品別売上高の規模により段階的に適用され、具体的な日時は次のとおりである（法施行規則第35条第2項）。

1. 乳幼児食の食品類型別2013年売上高が10億ウォン以上の営業者：2016年2月4日
2. 乳幼児食の食品類型別2013年売上高が1億ウォン以上10億ウォン未満の営業者：2016年12月1日
3. 乳幼児食の食品類型別2013年売上高が1億ウォン未満の営業者および2014年以後に営業者となった営業者：2017年12月1日
4. 健康機能食品の品目類別2013年売上高が50億ウォン以上の営業者：2016年2月4日
5. 健康機能食品の品目類別2014年売上高が10億ウォン以上の営業者：2016年6月1日
6. 健康機能食品の品目類別2015年売上高が10億ウォン以上となる営業者：2017年6月1日
7. 健康機能食品の品目類別2016年以降の年間売上高が1億ウォン以上となる営業者：当該年間売上高の計算対象となる年度の翌年12月1日
8. 調製乳類の2015年売上高が50億ウォン以上の営業者：2016年

12月1日

9. 調製乳類の2015年売上高が10億ウォン以上50億ウォン未満の
営業者：2017年6月1日
10. 調製乳類の2015年売上高が1億ウォン以上10億ウォン未満の
営業者：2017年12月1日
11. 調製乳類の2015年売上高が1億ウォン未満の営業者および
2016年以降に営業者となった営業者：2018年6月1日
12. 妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途等食品および体重調整
用調製食品の食品類型別2016年売上高が50億ウォン以上の営
業者：2019年12月1日
13. 妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途等食品および体重調整
用調製食品の食品類型別2016年売上高が10億ウォン以上50億
ウォン未満の営業者：2020年12月1日
14. 妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途等食品および体重調整
用調製食品の食品類型別2016年売上高が1億ウォン以上10億ウ
ォン未満の営業者：2021年12月1日
15. 妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途等食品および体重調整
用調製食品の食品類型別2016年売上高が1億ウォン未満の営業
者および2017年以降に妊産婦・授乳婦用食品、特殊医療用途
等食品および体重調整用調製食品を輸入した営業者：2022年
12月1日

③流通履歴追跡管理登録の方法および条件

輸入食品等の流通履歴追跡管理を登録しようとする営業者は、輸入食品等の流通履歴追跡管理登録申請書に、①輸入食品等の輸入申告確認証の写し、②食品医薬品安全処長が定めた事項を含む輸入食品等の流通履歴追跡管理計画書を添付して地方食品医薬品安全庁長に申請しなければならない（法施行規則第36条第1項）。流通履歴追跡管理の登録事項は、営業者の名称および所在地、製品名、製造国・生産国、海外製造業所・海外作業所・輸出業者等であり、登録事項に変更がある場合、1カ月以内に登録事項変更申告書を提出しなければならない。

流通履歴追跡管理対象の輸入食品等は、①輸入段階から販売段階まで輸入食品等の履歴に関する情報を追跡して提供できるように管理されなければならない、②輸入段階から販売段階までの輸入食品等の回収に

関する事後管理体制が整えられていなければならない（法施行規則第36条第2項）。

④流通履歴追跡管理の遵守状況の評価

地方食品医薬品安全庁長は、輸入食品等の流通履歴追跡管理を登録した者に対し、3年ごとに流通履歴追跡管理基準の遵守状況を調査・評価しなければならない〔ただし、乳幼児食を輸入する業者および一定の売上高に該当する健康機能食品を輸入する業者（法施行規則第35条第2項に該当する業者）に対しては、2年ごとに調査・評価を行わなければならない〕。調査・評価は、書類検査および現場調査の方法で行われ、①輸入食品等の流通履歴に関する電算システムの構築・運営の有無、②輸入食品等の流通履歴追跡管理基準の遵守状況が調査・評価される（法施行規則第39条）。

⑤流通履歴追跡管理情報の公開

食品医薬品安全処長は、輸入食品等の流通履歴電算システムにリンクされた情報を消費者等がホームページを通じて容易に確認できるように公開しなければならない。公開される情報の対象は、次のとおりである（法施行規則第41条）。

1. 輸入食品等の流通履歴追跡管理番号
2. 輸入業者の名称および所在地
3. 製造国
4. 製造業者の名称および所在地
5. 製造日
6. 遺伝子組換え食品等であるか否か
7. 輸入日
8. 消費期限または品質保持期限
9. 原材料名または成分名
10. 機能性の内容（健康機能食品に限る）
11. 回収の対象であるか否か、および回収事由

食品履歴管理システム (<https://www.tfood.go.kr/tfweb/FtmsMain.do>)

）において、事業者名、製品名、履歴追跡管理番号のうち1つ以上を入力すれば、消費者は前記の情報を検索することができる。

(2) 立入り・検査・収去

第25条（立入り・検査・収去等）

①食品医薬品安全処長（大統領令で定めるその所属機関の長を含む。以下、本条において同じ）は、輸入食品等の危害防止・衛生管理および営業秩序の維持のために必要な場合、次の各号による措置を取ることができる。

1. 営業者その他関係者に必要な書類または資料の提出要求
2. 関係公務員等に次の各項目に該当する立入り・検査・収去等の措置を取らせること。
 - イ. 営業所（事務所、倉庫、貯蔵所、販売所その他これに類する場所を含む）に立ち入り、販売を目的とし、または営業に使用する輸入食品等または営業施設等に対して行う検査
 - ロ. イの検査に必要な最小量の輸入食品等の無償収去
 - ハ. 営業に関係する帳簿または書類の閲覧

②食品医薬品安全処長は、第1項による立入り・検査・収去等の業務を行う際に、輸入食品等により発生する衛生関連の危害防止業務を効率的に行うために必要な場合には、関係行政機関の長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に行政応援を要請することができる。この場合、行政応援の要請を受けた関係行政機関の長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、特別な事由がない場合これに従わなければならない。

③第1項および第2項により立入り・検査・収去または閲覧しようとする公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

④第2項による行政応援の手続、費用負担の方法、その他必要な事項は、大統領令で定める。

食品医薬品安全処長は、輸入食品等の危害防止・衛生管理および営業秩序の維持のために必要と認められる場合、営業者または関係人に必要な書類または資料を提出するよう求めることができるとともに、関係公務員等に対し、立入り・検査・収去等の措置を取るよう命じることができる。また、法令違反による行政処分を受けた営業者に対して

は、その処分日から6カ月以内に、1回以上立入り・検査・収去を実施させるようにしている〔ただし、行政処分を受けた業者がその処分の履行結果を報告した場合を除く。（法施行規則第43条第2項）〕。これは、輸入食品に対する流通段階の管理を強化するために制定された規定である。

立入り・検査・収去は、①具体的に営業所（事務所、倉庫、貯蔵所、販売所、その他これに類する場所を含む）に「立入り」し、②販売を目的としたり、営業に使用する輸入食品等または営業施設等に対して「検査」を実施し、③「検査」に必要な最少量の輸入食品等は無償「収去」したり、営業に係る帳簿または書類を閲覧する方法で行われる。無償収去の対象および収去量については、「輸入食品法施行規則」【別表12】の輸入食品等の無償収去対象および収去量に詳細に定められている（法第25条）。

「輸入食品法」第25条の規定による立入り・検査・収去等を拒否、妨害または忌避した場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処され、懲役刑と罰金刑の併科の可能性もある。

(3) 消費者による安全な海外食品の購入を支援するための措置

消費者による安全な海外食品の購入を支援するため、海外からの直接購入食品等に対する検査および実態調査を実施できる根拠規定が設けられた。

第25条の2（海外からの直接購入食品等に関する危害情報の掲載）

①食品医薬品安全処長は、国民の健康に対する危害を防止するため、危害が発生し、または発生するおそれのある海外からの直接購入食品等に関する情報をホームページに掲載することができる。

②第1項に基づく情報掲載の基準・方法および手続等に必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2021年8月17日〕

第25条の2（海外からの直接購入食品等に関する危害情報の掲載）

①食品医薬品安全処長は、国民の健康に対する危害を防止するため、危害が発生し、または発生するおそれのある海外からの直接購

入食品等に関する情報をホームページに掲載することができる。ただし、「麻薬類の管理に関する法律」第2条第1号に定める麻薬類（以下「麻薬類」という）に該当する原料・成分が含まれている、または含まれている可能性がある海外からの直接購入食品等に関する情報については、ホームページに年1回以上掲載しなければならない。（改正2025年3月18日/施行日2026年1月1日 ※同条は、施行日に①の内容に改正される。）

②第1項に基づく情報掲載の基準・方法および手続等に必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2021年8月17日〕

第25条の3（国内搬入遮断対象の原料・成分の指定および解除）

①食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに使用される原料または成分のうち、国民の健康に危害を及ぼすおそれがあり、国内への搬入を遮断する必要がある原料または成分を国内搬入遮断対象の原料・成分として指定することができる。

1. 海外からの直接購入食品等
2. 第14条第1項第3号に基づき、輸入食品等インターネット購入代行業を登録した営業者が輸入する輸入食品等

②食品医薬品安全処長は、第1項により国内への搬入遮断の対象として指定した原料・成分について、国民の健康に対する危害のおそれがない、または低いことを確認した場合には、その指定を解除しなければならない。

③食品医薬品安全処長は、第1項に基づく指定および第2項に基づく指定解除に関する内容を、食品医薬品安全処のホームページで公表しなければならない。

④第1項および第2項に基づく原料・成分の指定および指定解除の基準、手続等に関し必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2022年6月10日〕

第25条の4（海外からの直接購入食品等に対する検査および関係機関への情報提供）

①食品医薬品安全処長は、第25条の3第1項により国内への搬入遮断の対象として指定された原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等に対して検査を実施することができる。

②食品医薬品安全処長は、第1項に基づく検査の結果、第25条の3第

1項により指定された原料・成分の含有が確認された場合には、当該海外からの直接購入食品等に関する情報を関係する中央行政機関の長に提供することができる。

③第1項に基づく検査の方法、手続等に必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2023年6月13日〕

第25条の4（海外からの直接購入食品等に対する検査および関係機関への情報提供）

①食品医薬品安全処長は、第25条の3第1項により国内への搬入遮断の対象として指定された原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等に対して検査を実施することができる。ただし、麻薬類に該当する原料・成分が含まれる可能性のある海外からの直接購入食品等については、検査を実施しなければならない。

（改正2025年3月18日/施行日2026年1月1日 ※同条は、施行日に①の内容に改正される。）

②食品医薬品安全処長は、第1項に基づく検査の結果、第25条の3第1項により指定された原料・成分の含有が確認された場合には、当該海外からの直接購入食品等に関する情報を関係する中央行政機関の長に提供することができる。

③第1項に基づく検査の方法、手続等に必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2023年6月13日〕

第25条の5（海外からの直接購入食品等に対する実態調査）

①食品医薬品安全処長は、海外からの直接購入食品等に関する政策を策定するため、消費者による海外からの直接購入食品等の購入・使用実態、危害情報および被害事例等に関する実態調査を実施することができる。

②食品医薬品安全処長は、第1項に基づき海外からの直接購入食品等の購入・使用実態を調査・研究するために必要がある場合、関係する中央行政機関の長に対し、「関税法」第241条第1項に基づき輸入申告した物品（海外からの直接購入食品等に限る）に関する資料等、大統領令で定める資料の提供を要請することができる。この場合、要請を受けた関係する中央行政機関の長は、正当な事由がない限り、これに応じなければならない。

③ 第1項および第2項に基づく業務を遂行する、または遂行していた者は、第2項により提供された資料または実態調査の業務遂行中に取得した情報を、この法に定める目的以外の用途で照会・使用し、または他人もしくは他の機関に提供もしくは漏洩してはならない。

④第1項に基づく実態調査の範囲および方法等必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2023年6月13日〕

第25条の6（輸入食品等の自主的管理の支援）

食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する者が、自ら第25条の3第1項第1号または第2号に該当する海外からの直接購入食品等および輸入食品等の安全な消費に努める自主的管理体制が定着・広がるよう、管理活動に必要な行政的・財政的支援を行うことができる。

1. 第14条第1項第3号に基づき輸入食品等インターネット購入代行業を登録した営業者
2. 「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づく通信販売仲介者

〔本条新設2023年6月13日〕

(4) 教育命令

第26条（教育命令）

①食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する営業者に輸入食品等の安全性および品質管理等に関する教育を命じることができる。（改正2018年3月13日）

1. 第21条による検査の結果、不適合輸入食品等を輸入した営業者
2. 第25条による立入り・検査・収去等を実施した結果、第29条による営業停止処分を受けた営業者
3. 「食品等の表示・広告に関する法律」第16項第1項により営業停止処分を受けた営業者
4. その他人体に危害を及ぼすおそれがあると食品医薬品安全処長が指定した輸入食品等を輸入する営業者

②第1項により教育を受けなければならない営業者が営業に直接従

事しない、または二以上の場所で営業を行っている場合には、従業員の中から輸入食品の衛生に関する責任者を指定して、代わりに教育を受けさせることができる。

③第1項による教育命令の詳細な手続、教育機関、教育方法およびその内容等に関し必要な事項は、総理令で定める。

これまで農産物およびその加工品ならびに水産物およびその加工品に限って運営されてきた教育命令制度（不適合な食品の輸入者に対し、予防および措置要領等の教育を受けるよう命じる制度）が、健康機能食品と畜産物にまで拡大され、輸入者の責任が一層強化される。食品医薬品安全処長は、①不適合輸入食品等を輸入した営業者、②立入り・検査・収去等を実施した結果、営業停止処分を受けた営業者、③その他、人体に危害を及ぼすおそれがあると食品医薬品安全処長が指定した輸入食品等を輸入する営業者に対し、輸入食品の安全性および品質管理等に関する教育を受けるよう命じることができる（法第26条）。

さらに、「食品等の表示・広告に関する法律」の制定に伴い、現行法上の輸入食品等の表示・広告およびこれに関連する行政処分等に関する関係条項を整備し、④「食品等の表示・広告に関する法律」第16条第1項に基づき営業停止処分を受けた営業者に対しても、教育を命じることができる。

教育命令を受けた営業者は、3カ月以内に指定された輸入食品安全教育機関で3時間以上教育を受けなければならない（法施行規則第45条第2項）、営業者が教育命令を受けたにもかかわらず、これを履行しなかった場合には、500万ウォン以下の過料が科される。

6. 是正命令、登録取消等の行政制裁

「輸入食品法」に違反した営業者は、①是正命令、②施設改善命令、③登録取消または営業停止、④営業所の閉鎖措置、⑤課徴金賦課の行政制裁を受ける可能性がある。危害輸入食品等の販売により課徴金を課された場合、当該危害輸入食品等の販売量に販売価格を乗じた額の2倍以下の範囲において課徴金を課されることになる（法第34条、法施行令第12条）。

危害輸入食品等の販売等により賦課できる課徴金の額を、従前の「当該輸入食品等の販売金額」から「当該輸入食品等を販売した金額の2倍以下」へと引き上げる一方、課徴金を賦課する場合には、違反行為の内容、程度、期間、回数等を考慮することとした。

営業停止処分を受けた場合、課徴金をもって代えることができ、その金額は、法施行令【別表1】の「営業停止処分に代えて課す課徴金の算定基準」に基づき、最大10億ウオンの範囲内で課される。食品医薬品安全処長は、登録取消または営業停止、閉鎖措置、危害輸入食品の販売による課徴金賦課処分を受けた営業者の営業所情報、輸入食品等の名称、違反内容等の処分に関する情報を食品医薬品安全処のホームページまたは全国を普及地域とする一般日刊新聞に掲載する方法により公表しなければならない（法第35条、法施行令第13条）¹⁷。

第27条（是正命令）

食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全管理のために、この法を遵守しない営業者に対し、必要な是正を命じなければならない。

第28条（施設改善命令等）

①食品医薬品安全処長は、営業施設が第14条に基づく施設基準に適合しない場合には、期間を定めてその営業者に施設改善を命じることができる。

②建築物の所有者と営業者が異なる場合、建築物の所有者は、第1項に基づく施設改善命令を受けた営業者が施設を改善するに際し最大限協力しなければならない。

第29条（登録取消等）

①食品医薬品安全処長は、営業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより営業の登録を取り消し、または6カ月以内の期間を定めてその営業の停止を命じることができる。（改正2018年3月13日、2018年12月11日、2022年6月10日）

1. 第14条に違反した場合
2. 第15条第1項後段、同条第3項に違反した場合

¹⁷ 行政処分の賦課基準については、法施行規則【別表13】の行政処分基準を参照

3. 第15条第7項第5号に該当する場合
 4. 第18条第1項に違反した場合
 5. 第20条第1項・第2項または第9項に違反した場合
 6. 第23条第1項ただし書きに基づく流通履歴追跡管理登録を行わない場合
 - 6の2. 第25条第1項による立入り・検査・収去等を拒否、妨害または忌避した場合
 7. 第27条または第28条による命令に違反した場合
 8. 「食品衛生法」第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第12条の2第2項または第17条第4項に違反した場合
 9. 「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条第1項・第2項に違反した場合
 10. 「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項、第5条第2項または第33条第1項に違反した場合
 11. 「食品衛生法」第45条第1項（「健康機能食品に関する法律」第38条第1項第7号に基づき準用される場合を含む）に基づく回収処置もしくは回収計画の報告または「畜産物衛生管理法」第31条の2に基づく回収・廃棄措置もしくは回収・廃棄計画の報告を行わない、または虚偽の報告をした場合
 12. 「食品衛生法」第72条第1項、「健康機能食品に関する法律」第30条第1項または「畜産物衛生管理法」第36条第1項による差押え・廃棄を拒否、妨害または忌避した場合
 13. 「食品衛生法」第72条第1項・第3項、「健康機能食品に関する法律」第30条第1項・第3項または「畜産物衛生管理法」第36条第1項・第2項による命令に違反した場合
- ②食品医薬品安全処長は、営業者が正当な事由なしに6カ月以上継続して休業する場合には、営業の登録を取り消すことができる。
- ③食品医薬品安全処長は、営業者が第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した場合、営業の登録を取り消すことができる。
- ④第1項による行政処分の詳細な基準は、その違反行為の類型および違反の程度を考慮して総理令で定める。

第30条（行政処分の効果の承継）

営業者がその営業を譲渡し、もしくは死亡した場合、または法人が合併される場合には、第29条第1項各号、同条第3項に違反した事由により従前の営業者に対して行った行政処分の効果は、その処分期

間が満了した日から1年間、譲受人、相続人または合併後存続する法人に承継され、行政処分の手続が進行中であるときは、譲受人、相続人または合併後存続する法人に対し行政処分の手続を引き続き行うことができる。ただし、譲受人または合併後存続する法人が譲り受け、または合併する時に、その処分または違反の事実を知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第31条（閉鎖措置等）

①食品医薬品安全処長は、第15条による登録をせずに営業をした場合または第29条により登録が取り消されたにもかかわらず営業を継続した場合には、当該営業所を閉鎖するために、関係公務員に次の各号の措置を取らせることができる。

1. 当該営業所の看板等営業表示物の除去または削除
2. 当該営業所が適法な営業所でないことを知らせる掲示文等の掲出
3. 当該営業所の施設物および営業に使用する機械・器具等を使用できなくする封印

②食品医薬品安全処長は、第1項第3号により封印した後、封印を継続する必要がない、または当該営業を行う者もしくはその代理人が当該営業所の閉鎖を約束し、もしくはその他の正当な事由を挙げて封印の解除を要請した場合には、封印を解除することができる。第1項第2号による掲示文等の場合にも同様とする。

③食品医薬品安全処長は、第1項による措置を取るためには、当該営業を行う者またはその代理人に文書であらかじめ知らせなければならない。ただし、大統領令で定める切迫した事由がある場合には、この限りでない。

④第1項による措置は、その営業を行うことができないようにするのに必要な最小限の範囲にとどめなければならない。

⑤第1項の場合において、関係公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

第32条（聴聞）

食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する処分を行うためには、聴聞を行わなければならない。

1. 第10条第6項による海外食品衛生評価機関の指定の取消し
2. 第29条第1項から第3項までの規定に基づく営業登録の取消し

第33条（営業停止等の処分に代えて課する課徴金処分）

①食品医薬品安全処長は、営業者が第29条第1項各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより、営業停止処分に代えて10億ウォン以下の課徴金を課することができる。ただし、第15条、第18条および「食品衛生法」第4条から第7条まで、第12条の2、「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条、「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項または第33条第1項に違反し、第29条第1項に該当する事項であって、総理令で定める場合を除く。

（改正2018年3月13日、2021年8月17日）

②第1項に基づく課徴金を課する違反行為の種類・程度等による課徴金の金額その他必要な事項は、大統領令で定める。

③食品医薬品安全処長は、課徴金を徴収するために必要な場合には、次の各号の事項を記載した文書をもって管轄の税務署長に課税情報の提供を要請することができる。

1. 納税者の基本情報
2. 使用目的
3. 課徴金の賦課基準となる売上金額

④食品医薬品安全処長は、第1項に基づく課徴金を期限内に納付しなかったときには、大統領令で定めるところにより第1項に基づく課徴金賦課処分を取り消し、第29条第1項に基づく営業停止処分を下し、または国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。ただし、第15条第3項に基づく廃業等により第29条第1項に基づく営業停止処分を下すことができない場合には、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。

⑤第1項および第4項に基づき徴収した課徴金は、国家に帰属する。

⑥食品医薬品安全処長は、第4項に基づき滞納している課徴金を徴収するために必要がある場合には、次の各号のいずれかに該当する資料の提供を当該各号に定める者にそれぞれ要請することができる。この場合、要請を受けた者は、正当な事由がなければ、その要請に応じなければならない。〔新設2018年12月11日〕

1. 「建築法」第38条に基づく建築物台帳謄本：国土交通部長官
2. 「空間情報の構築および管理等に関する法律」第71条に基づく土地台帳謄本：国土交通部長官
3. 「自動車管理法」第7条に基づく自動車登録原簿謄本：市・道知事

第34条（危害輸入食品等の販売等による課徴金の賦課等）

①食品医薬品安全処長は、危害輸入食品等の販売等の禁止に関する「食品衛生法」第4条から第6条まで、または第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条または第24条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反した場合、次の各号のいずれかに該当する者に、その者が当該輸入食品等を販売した金額の2倍以下の範囲において課徴金を賦課することができる。（改正2018年3月13日、2018年12月11日、2024年1月2日）

1. 「食品衛生法」第4条第2号・第3号・第5号・第6号、「健康機能食品に関する法律」第23条第2号・第3号・第6号または第24条第2項第3号、「畜産物衛生管理法」第33条第1項第2号・第3号・第5号・第9号に違反し、第29条に基づき2カ月以上の営業停止処分、営業登録の取消しを受けた者
2. 「食品衛生法」第5条、第6条または第8条に違反し、第29条により営業登録の取消しを受けた者

② 食品医薬品安全処長は、第1項に基づき課徴金を賦課する場合、次の各号の事項を考慮しなければならない。〔新設2024年1月2日〕

1. 違反行為の内容および程度
2. 違反行為の期間および回数
3. 違反行為により取得した利益の規模

③第1項および第2項に基づく課徴金の算出金額は、大統領令で定めるところにより決定する。（改正2024年1月2日）

④第1項に基づき課された課徴金を期限内に納付しない場合または第15条第3項に基づき廃業した場合には、国税滞納処分の例に従ってこれを徴収する。（改正2024年1月2日）

⑤第1項に基づき課した課徴金の帰属、帰属の割合および徴収手続、滞納している課徴金を徴収するために必要な資料の提供要請等については、第33条第3項および第6項を準用する。（改正2018年12月11日、2024年1月2日）

第35条（違反事実の公表）

食品医薬品安全処長は、第29条、第31条、第33条または第34条に基づき行政処分を受けた者に対する処分内容、当該営業所および輸入食品等の名称等の処分に関する情報を大統領令で定めるところによ

り公表¹⁸しなければならない。

附則（法律第19915号、2024年1月2日）

第1条（施行日）

この法は、公布後6カ月を経過した日から施行する。

第2条（危害輸入食品等の販売等による課徴金賦課に関する経過措置）

この法の施行前の違反行為に対し、危害輸入食品等の販売等による課徴金を賦課するときは、第34条の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

7. 補則

食品医薬品安全処長が、輸出国現地から国内の流通に至る輸入食品に関する各段階の安全管理業務を効率的に行えるよう、輸入食品統合情報システムを構築・運営することができる法的根拠が設けられた。

第36条（国庫の補助）

食品医薬品安全処長は、予算の範囲で次の費用の一部を補助することができる。（改正2020年12月29日）

1. 第5条に基づく海外製造業所の登録に必要な費用
2. 第6条および第7条に基づく現地実態調査に必要な費用
3. 第23条に基づく輸入食品等の流通履歴追跡管理に要する費用
4. 第25条に基づき流通輸入食品等の収去・検査に参加する検査機関の収去および検査に要する費用
5. 第39条に基づく輸入食品等の安全情報の収集に必要な費用
6. その他輸入食品等の安全確保に要する費用

¹⁸ 法施行令第13条（違反事実の公表）法第35条に基づく公表は、次の各号の事項を食品医薬品安全処のホームページまたは「新聞等の振興に関する法律」第9条第1項に基づき登録した全国を普及地域とする一般日刊新聞に掲載する方法により行う。（改正2022年6月7日）

1. 法の違反事実の公表という内容の表題
2. 営業の種類
3. 営業所の名称、所在地および代表者の氏名
4. 輸入食品等の名称（畜産物のうち食肉の場合には、食肉の種類と部位をいう）
5. 製造年月日・輸入年月日または消費期限
6. 違反内容（違反行為の具体的な内容および根拠法令を含む）
7. 行政処分の内容、処分日および期間
8. 取締機関および摘発日

第36条の2（報奨金の支給）

①食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれかに該当する者を通報した者に対し、1,000万ウォンの範囲において報奨金を支給することができる。ただし、公務員がその職務と関連して通報した場合には、報奨金を支給しない。

1. 第15条第1項、第18条または第20条第1項・第2項に違反した者
2. 第29条第1項に基づく営業停止命令に違反して営業を継続した者

②第1項に基づく報奨金支給の基準・方法、手続等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

〔本条新設2021年8月17日〕

第37条（国際協力）

食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全と品質管理等のために、輸出国と条約を締結するなどの国際協力に努めなければならない。

第38条（輸出食品等の安全性支援）

①食品医薬品安全処長は、輸出しようとする食品、食品添加物、器具、容器・包装、健康機能食品、畜産物（以下、本条において「輸出食品等」という）に対する安全性を支援するため、外国の基準・規格に関する情報等を提供することができる。

②食品医薬品安全処長は、輸出しようとする者が当該輸出食品等の衛生等を証明するために衛生証明書等を申請した場合、その事実関係を確認し、衛生証明書等を発行しなければならない。

③食品医薬品安全処長は、輸出食品等を輸出しようとする者が国内製造業所または国内作業所（以下、本条において「輸出業者等」という）を外国に登録し、または登録された輸出業者等を管理するために必要がある場合には、次の各号の方法により支援することができる。

（改正2023年6月13日）

1. 輸出食品等の安全管理制度に関する情報を外国政府に提供する方法
2. 輸出業者等の衛生管理を支援し、または技術指導を行う方法
3. その他大統領令で定める輸出食品等の安全管理に必要な支援であって、大統領令で定める方法

③第2項に基づく衛生証明書等の申請、発行手続等に必要な事項は、総理令で定める。（改正2019年4月23日）

第39条（輸入食品等の安全情報の収集）

①食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全情報の収集のために、輸入食品等情報収集要員を置くことができる。（改正2019年4月23日）

②第1項に基づく輸入食品等情報収集要員は、次の各号の業務を行う。（改正2019年4月23日）

1. 海外で発生した食品安全情報の収集および報告
2. 海外のインターネットサイトで販売する輸入食品等に関する情報の収集
3. その他具体的な情報確認のために食品医薬品安全処長が要請する事項

③第1項に基づく輸入食品等情報収集要員の任命および運営方法等必要な事項は、総理令で定める。（改正2019年4月23日）

第39条の2（輸入食品統合情報システムの構築・運営）

①食品医薬品安全処長は、輸入食品等の安全管理に関する業務を効率的に遂行するため、輸入食品統合情報システム（以下「統合情報システム」という。）を構築・運営することができる。

②食品医薬品安全処長は、関係行政機関および地方自治体等関係機関の長に対し、統合情報システムの構築・運営に必要な資料または情報の提供および連携を要請することができる。この場合、要請を受けた機関の長は、正当な事由がなければこれに応じなければならない。

③統合情報システムの構築・運営および第2項に基づく情報の提供および連携要請に必要な事項は、総理令で定める。

〔本条新設2020年4月7日〕

第40条（権限の委任・委託）

①この法に基づく食品医薬品安全処長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方食品医薬品安全庁長に委任することができる。

②食品医薬品安全処長は、次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、関係の専門機関または団体に委託することができる。（改正2023年6月13日）

1. 第5条に基づく海外製造業所の登録に関する業務
2. 第23条に基づく輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する業務
3. 第25条の4に基づく海外からの直接購入食品等の検査に関する業

務

4. 第25条の5に基づく海外からの直接購入食品等の実態調査に関する業務

5. 第39条の2に基づく統合情報システムの構築・運営に関する業務

③食品医薬品安全処長は、第2項に基づく委託業務に対し、監督上必要な場合、その業務に関する事項を報告させ、または資料の提出、その他必要な命令を下すことができ、所属公務員にその事務所に立ち入り、帳簿・書類等を検査させることができる。

④第3項に基づき立ち入り・検査を行おうとする公務員は、その権限を表示する証票を持参し、これを関係人に提示しなければならない。

第41条（手数料）

次の各号のいずれかに該当する者は、総理令で定める手数料を支払わなければならない。（改正2020年4月7日）

1. 第6条の2第1項から第3項までに基づく輸入食品安全管理認証基準適用業者の認証、変更認証および有効期間の延長を受けようとする者

2. 第7条第3項に基づく優秀輸入業者の登録および変更登録を行おうとする者

3. 第10条に基づく海外食品衛生評価機関として指定を受けようとする者

4. 第15条第1項に基づく営業登録および変更登録を行おうとする者

5. 第21条第1項に基づく検査を受ける者

6. 第23条第1項に基づく流通履歴追跡管理の登録を行おうとする者

8. 罰則および過料

「輸入食品法」に違反した場合、違反行為の種類によって違反行為者に対する刑事処罰、法人に対する罰金刑（両罰規定）および過料が科せられる可能性がある。

表 6 罰則等関連条文、違反行為の種類および刑事処罰

条文	違反行為の種類	刑事処罰
第42条 (罰則)	1. 第15条第1項に違反し、営業登録をしなかった者	5年以下の懲役 または5千万ウ

	<p>2. 第20条第1項に違反し、輸入申告をしなかった者</p> <p>3. 第20条第2項各号のいずれかに該当する違反行為を行った者</p>	<p>100万円以下の罰金、併科可能</p>
<p>第43条 (罰則)</p>	<p>1. 第7条第7項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者</p> <p>2. 第14条に基づく施設基準を満たしていない営業者</p> <p>3. 第15条第2項に基づく条件を満たしていない営業者</p> <p>4. 第16条第3項に違反した者</p> <p>5. 第18条により営業者が守らなければならない事項を守らなかった者。ただし、総理令で定める軽微な事項に違反した者を除く。</p> <p>6. 第21条第1項または第25条第1項に基づく検査・立入り・収去等を拒否、妨害または忌避した者</p> <p>7. 第23条第1項ただし書きに違反した者</p> <p>7の2. 第25条の5第3項に違反して資料・情報を照会・使用し、または提供・漏洩した者</p> <p>8. 第29条第1項に基づく営業停止命令に違反して営業を継続した者</p> <p>9. 第31条第1項に基づき関係公務員が掲出した掲示文または封印等を勝手に除去し、または損傷させた者</p>	<p>3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金、併科可能</p>
<p>第45条 (両罰規定)</p>	<p>法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人その他の従業員がその法人または個人の業務に関し、第42条または第43条のいずれかに該当する違反行為を行った場合。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合は免除される。</p>	<p>当該条文の罰金刑を科す。</p>
<p>第46条</p>	<p>1. 第22条第1項に違反して期限内に検査を</p>	<p>500万ウォン以</p>

(過料)	受けない、または関係資料の提出等を行わない者 2. 第28条第1項に基づく命令に違反した者	下の過料を科す。
	第18条に基づき営業者が守らなければならない事項のうち総理令で定める軽微な事項を守らなかった者	300万ウォン以下の過料を科す。
	1. 第17条第1項および第2項に違反して衛生教育を受けなかった者 2. 第26条第1項に違反して教育を受けなかった者	100万ウォン以下の過料を科す。

第42条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処するか、これを併科することができる。

1. 第15条第1項に違反し、営業登録をしなかった者
2. 第20条第1項に違反し、輸入申告をしなかった者
3. 第20条第2項各号のいずれかに該当する違反行為を行った者

第43条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するか、これを併科することができる。(改正2023年6月13日)

1. 第7条第7項第1号から第3号までの規定のいずれかに違反した者
2. 第14条に基づく施設基準を満たしていない営業者
3. 第15条第2項に基づく条件を満たしていない営業者
4. 第16条第3項に違反した者
5. 第18条に基づき営業者が守らなければならない事項を守らなかった者。ただし、総理令で定める軽微な事項に違反した者を除く。
6. 第21条第1項または第25条第1項に基づく検査・立入り・収去等を拒否、妨害または忌避した者
7. 第23条第1項ただし書きに違反した者
- 7の2. 第25条の5第3項に違反して資料・情報を照会・使用し、または提供・漏洩した者
8. 第29条第1項に基づく営業停止命令に違反し、営業を継続した者
9. 第31条第1項に基づき関係公務員が掲出した掲示文または封印等を勝手に除去し、または損傷させた者

第44条（罰則の適用における公務員の擬制）

次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第129条から第132条までの規定に基づく罰則を適用するときには、公務員とみなす。（改正2020年12月29日）

1. 第9条に基づく委託業務を行う機関の役員および職員
2. 第40条第2項に基づく委託業務を行う関係の専門機関または団体の役員および職員

第45条（両罰規定）

法人の代表者または法人もしくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関し、第42条または第43条のいずれかに該当する違反行為をした場合、その行為者を罰する以外に、その法人または個人に対しても、当該条文の罰金刑を科す。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために、当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。

第46条（過料）

① 次の各号のいずれかに該当する者には、500万ウォン以下の過料を科す。（改正2018年12月11日、2021年7月27日、2021年8月17日）

1. 第22条第1項に違反し、期限内に検査を受けない、または関係資料の提出等を行わない者
2. 第28条第1項に基づく命令に違反した者

② 第18条に基づき営業者が守らなければならない事項のうち、総理令で定める軽微な事項を守らなかつた者には、300万ウォン以下の過料を科する。

③ 次の各号のいずれかに該当する者には、100万ウォン以下の過料を科する。（改正2021年7月27日）

1. 第17条第1項および第2項に違反して衛生教育を受けなかつた者
2. 第26条第1項に違反して教育を受けなかつた者

④ 第1項から第3項までの規定に基づく過料は、大統領令で定めるところにより食品医薬品安全処長が賦課・徴収する。〔新設2021年7月27日〕

第47条（過料適用の特例）

第46条の過料に関する規定を適用する場合、第33条に基づき課徴金を課した行為に対しては過料を科すことができない。ただし、第33条第4項の本

文に基づき課徴金賦課処分を取り消し、営業停止処分を下した場合には、この限りでない。

附則（法律第15482号、2018年3月13日）

第1条（施行日）

この法は、公布後1年を経過した日から施行する。

第2条（行政処分および課徴金の賦課・徴収に関する経過措置）

この法の施行前における輸入食品等の表示または広告と関連する違反行為に対する行政処分および課徴金の賦課・徴収については、従前の規定による。

第3条（罰則に関する経過措置）

この法の施行前における輸入食品等の表示または広告と関連する行為に対する罰則の適用については、従前の規定による。

附則（法律第18361号、2021年7月27日）

第1条（施行日）

この法は、公布の日から施行する。

第2条（過料に関する経過措置）

この法の施行前における違反行為に対して過料を科す場合には、従前の規定による。

IV. 「輸入食品法」の改正に伴う主要規制の変化

「輸入食品法」の改正履歴は、断片的な修正の羅列ではなく、明確な方向性を持った戦略的な進化の変遷といえる。過去の改正を四つの主要テーマに分けて見ていくと、法律の発展過程をより立体的に理解することができる。

■ 事前予防主義の深化：海外での生産段階における統制の強化

「輸入食品法」の最も根本的な「考え」は「国境を越えた管理」であり、これは持続的に強化されてきた。

2015年に「海外製造業所の登録」と「現地実態調査」という基本的枠組みを整備した後、立法者は、制度の実効性を高めるべく細かな見直しを図り、精度を高めてきた。

2019年の改正（法律第16401号）では、現地実態調査を単に「拒否」する行為だけでなく、「妨害・忌避」といった消極的かつ非協力的行為までもが制裁対象に加えられた。これは現場で発生し得る規制回避行為を根本からなくそうという意図であった。2020年にはさらに一歩進み、衛生管理の国際的手法である「HACCP認証」（法律第17245号）が導入され、海外製造業所の管理が量的登録から質的評価へと切り替わった。

そして2021年には、新型コロナウイルスのパンデミックという前例のない危機の中、「非対面調査」（法律第18444号）が導入され、いかなる状況においても規制の「空白地帯」が生まれないう、制度的柔軟性が確保された。この一連のプロセスは、海外での生産段階における韓国の統制力が徐々に強化され、同時に、体系的かつ緻密なものへと進化してきたことを示している。

■ デジタル国境の形成：電子商取引および海外からの直接購入に関する規制

法律の進化により最も大きな変化を遂げたのは、電子商取引の分野であり、とりわけ海外からの直接購入が急増したことに対応するために抜本的な法整備が図られた。

まず、「インターネット購入代行業」を新設して制度に組み入れ、2021年（法律第18444号）には、「海外からの直接購入食品等」を法律用語として初めて定義し、本格的に規制の枠組みが整備された。翌年の2022年（法律第18965号）には、ダイエット食品や、性機能改善を標榜する製品等で散見される医薬品成分や有害物質を「搬入遮断対象の原料・成分」として

事前に指定し、国内への流入を阻止する強力な規制が設けられた。そして直近では、2025年に施行予定の改正（法律第20825号）により、社会問題化している麻薬成分に関する検査の義務化および情報公開が法制化され、特定のリスクを重点的に監視する体制が構築された。これらは、目に見えないデジタルの国境において新たな危害要因を的確に見極め遮断するための規制テクニックが日々進化し続けていることの証である。

■ 執行力の強化：制裁水準の段階的引き上げおよび行政権限の拡大

法律の実効性は、強力な執行力から生まれる。「輸入食品法」は、「アメ」とともに「ムチ」にも力を入れてきた。

2018年（法律第15940号）に導入された「輸入申告受理保留」措置は、危害のおそれがある食品の国内流入を通関の段階で即時に遮断できる手段となった。2019年（法律第16716号）には、輸入中止措置を受けた海外製造業所の情報を公開するようにし、行政制裁に「透明性による市場へのプレッシャー」という新たな機能を持たせた。経済的制裁のレベルも徐々に引き上げられている。営業停止に代えて賦課する課徴金の上限額は、2021年に2億ウォンから10億ウォンへ5倍に引き上げられ（法律第18444号）、2024年には、身体に危害を及ぼし得る食品の販売に対する課徴金を販売額の最大2倍まで賦課できるよう罰則規定が強化された（法律第19915号）。こうした改正は、法違反によって得られる経済的利益を上回る強力な制裁により、違法行為を事前に抑止しようという立法の意思を明確に反映したものである。

■ 効率性の向上：誠実な営業者へのインセンティブの提供

強力な規制とともに、法は、誠実に取り組む営業者には手続的便宜を与える「インセンティブ」の仕組みを整え、発展させてきた。代表的な例が「優秀輸入業者」に関する制度である。自ら海外製造業所の衛生状態を点検し、基準を満たす事業者には輸入検査免除等の恩恵を与えるこの制度は、その対象が2022年（法律第18965号）に畜産物輸入業者にまで拡大され、より多くの営業者の自主的な安全管理を促す機能を果たしている。

一方、2023年（法律第19471号）に導入された輸入申告の受理を自動化するシステムは、管理面の効率性向上において最大の立役者となった。「輸入食品統合情報システム」は、危害の程度が低いことが確認された誠実な事業者の製品については、電算システムによる自動での通関手続を可能とし、業界の物流コスト削減や時間短縮を助けるとともに、行政力をハイリスク群に集中させることを可能にした。これは、規制と産業振興が対立す

るものではなく、誠実性を基盤とする管理体制の見直しにより両立が可能であることを示す事例といえる。

V. 結語

輸入食品市場の量的成長とグローバルサプライチェーンの複雑化に伴い、「輸入食品法」は国民の安全を守る最後の砦として、この10余年にわたり絶えず進化を遂げてきた。法律の改正履歴は、単に規制項目の増加を示すだけではなく、輸入食品を扱う事業者に求められる責任のレベルや範囲がどのように見直され、進化を遂げてきたかを示す明確な指標といえる。韓国における輸入食品事業を成功に導くには、法に対する深い理解と厳格な遵守が不可欠といわざるを得ない。

かつては、国内の通関手続に重きを置いていたが、現行法は、事業者に国境を越えた事前管理責任を明確に課している。海外製造業所の登録および現地実態調査への対応、原料の安全性の証明、流通履歴追跡管理の登録および報告等、法の課す義務は事業運営のあらゆるフェーズに深く関与している。そしてこれは、法律の条項一つひとつが事業者にとって潜在的リスクになると同時に、事業機会にもなり得ることを意味する。

法律の知識不足や不遵守は、もはや単なる過料処分にとどまらず、輸入申告の不受理、製品の返送・廃棄、営業停止、さらには消費者からの信頼の喪失という致命的な事業危機に直結する。とりわけ、オンラインサイトで消費者が直接購入する食品の原料管理の強化など、流通を取り巻く環境の変化に即した規制の見直しは、安易に過去の慣習にとらわれてはならないという事業者への警鐘ともいえる。

一方で、複雑かつ厳格になった法規をいち早く学び、忠実に履行することは、競争において最大の武器となる。例えば、制度を積極的に活用し、「優秀輸入業者」の指定を受ければ、迅速な通関手続という恩恵を享受でき、同時に、消費者には「安全な食品を供給する信頼性の高い企業」というイメージを与えることができる。そして、法律の要求に応じるだけでなく、それを企業の安全管理の理念として内在化させる努力こそが、ブランド価値を高め、持続可能な成長を支える原動力になるといえよう。

輸入食品を扱うすべての事業者は、「輸入食品法」を単に「規制の壁」と捉えるのではなく、激変する市場環境の中で事業を保護し成長させるために欠かせない「ビジネス運営のガイドライン」と認識すべきである。法律の最新改正動向を常に注視し、その趣旨を正確に理解した上で事業所全体のコンプライアンス体制を整える。こうした不断の努力こそが、輸入食品市場で信頼を勝ち取り、確固たるプレゼンスを築く唯一の道であることを肝に銘じなければならない。

韓国輸入食品安全管理特別法の解説

2025年8月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部 市場開拓課調査チーム

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5186
